# 経営事項審査申請の手引き

# 【北海道知事許可業者用】

令和５年（2023 年）７月

北海道 建設部建設政策局 建設管理課

この手引きは、北海道知事許可の建設業者を対象としております。

他都府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、それぞれの都府県、国土交通省北海道開発局又は各地方整備局等へお問い合わせください。

また、経営状況分析に関することは、各登録経営状況分析機関へお問い合わせください。

目次

**第１　経営事項審査制度について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－1－
１　経営事項審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－1－
２　審査基準日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－1－
３　有効期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－2－
４　審査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－3－
**第２　経営事項審査の申請について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－4－
１　申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－4－
２　審査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－4－
３　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－5－
４　確認書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－6－
５　経営状況分析結果通知書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－9－
**第３　申請書の記入例及び記入方法**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－10－
１　経営規模等評価申請書及び総合評定請求書【様式第二十五の十四】(項番 02～20)記載例・・・・・－10－
２　経営規模等評価申請書及び総合評定請求書【様式第二十五の十四】(項番 02～20)記載要領・・・・－12－
３　工事種類別完成工事高【別紙一】(項番 31～34)記載例・・・・・・・・・・・・・・・－18－
４　工事種類別完成工事高【別紙一】(項番 31～34)記載要領・・・・・・・・・・・・・・－20－
５　技術職員名簿【別紙二】(項番 81～82)記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－24－
６　技術職員名簿【別紙二】(項番 81～82)記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・－25－
７　その他審査項目【別紙三】(項番 41～67)記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・－31－
８　その他審査項目【別紙三】(項番 41～67)記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・－32－
**第４　Ｑ＆Ａ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－38－
１　申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－40－
２　完成工事高について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－42－
３　技術職員名簿について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－44－
４　その他審査項目について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－46－
５　その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・－47－

## 第１　経営事項審査制度について

### １　経営事項審査について

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事のうち政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければなりません。

公共工事の発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について、資格審査を行うこととされています。

この資格審査では、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して、格付けが行われており、このうち「客観的事項」にあたるのが経営事項審査です。

**図１　建設業者と経営事項審査**

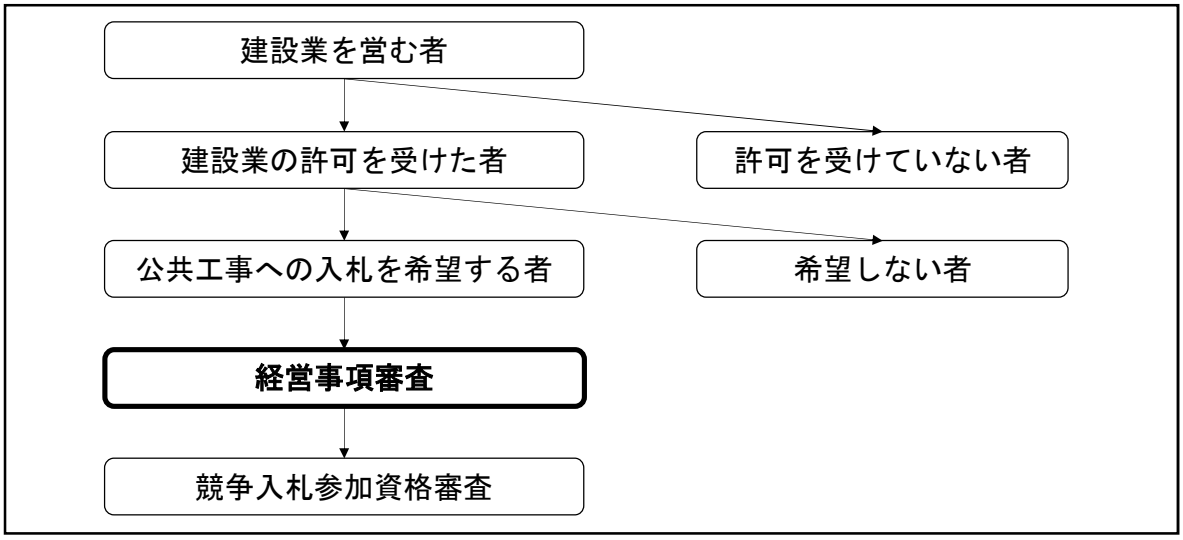


### ２　審査基準日

審査基準日は、申請日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

なお、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日で審査を受けることはできません。

## ３　有効期間

審査基準日から１年７ヶ月間です。

※結果通知書の通知日から１年７ヶ月ではないことに注意してください。

**図２　有効期間のイメージ図①**

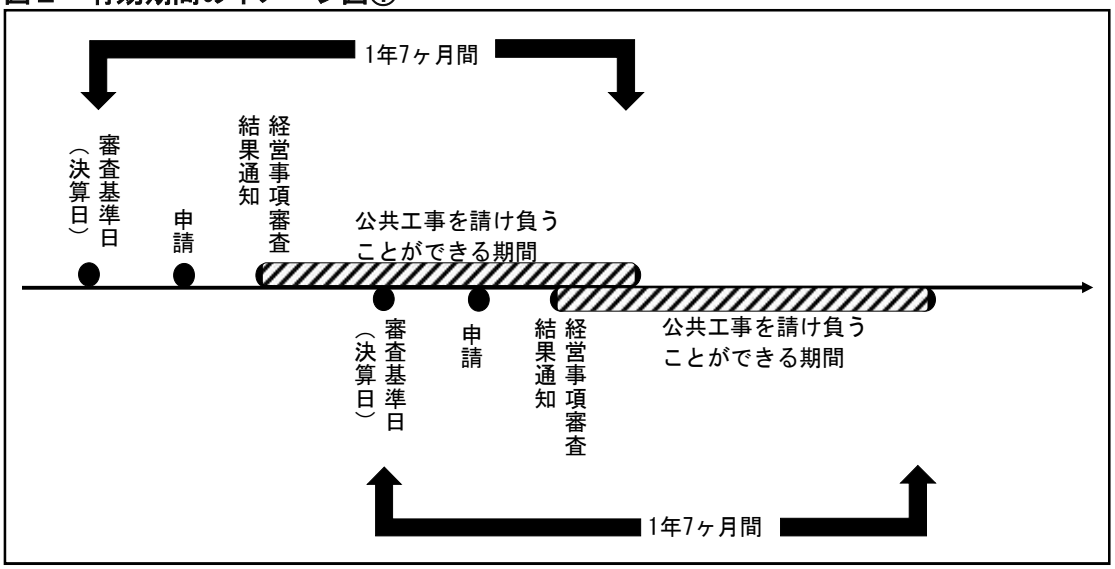


図３　有効期間のイメージ図②

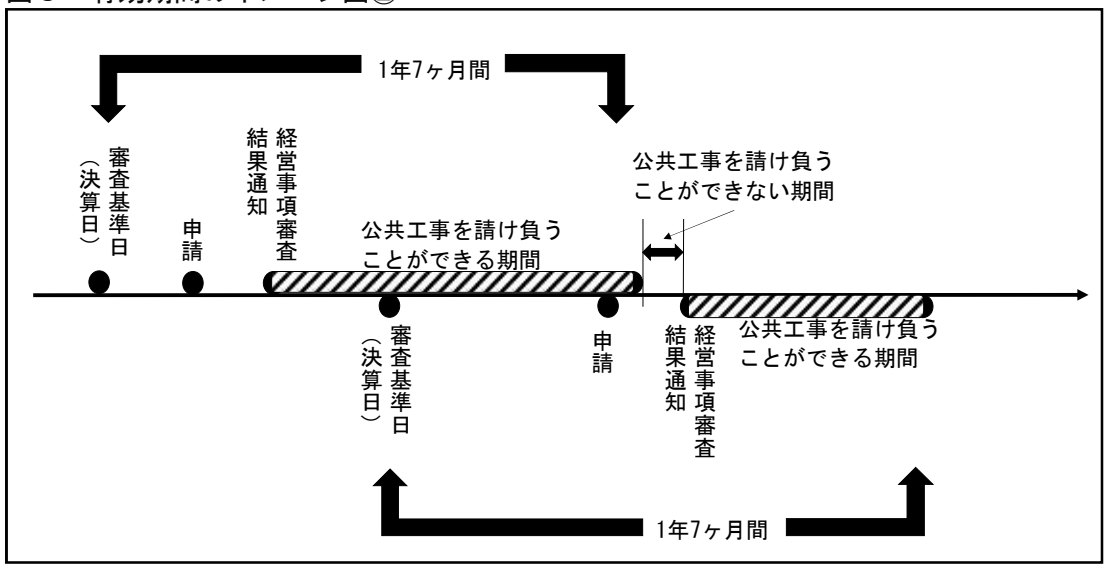


※経営事項審査申請が遅れると、公共工事を請け負うことができない期間が発生してしまいます。

## 4　審査項目

経営事項審査の総合評定値について、次の式より申請された業種毎に算出します。

総合評定値（Ｐ）＝0.25Ｘ$_1$＋0.15Ｘ$_2$＋0.20Ｙ＋0.25Ｚ＋0.15Ｗ

なお、審査項目は下表のとおりです。

**表１　経営事項審査の審査項目一覧**

| 項目区分 | | | | 審査事項 | 最高点 | 最低点 | ウェイト | 審査機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合評定値（Ｐ） | 経営状況分析 | | Ｙ | ①純支払利息比率<br>②負債回転期間<br>③総資本売上総利益率<br>④売上高経常利益率<br>⑤自己資本対固定資産比率<br>⑥自己資本比率<br>⑦営業キャッシュフロー（絶対額）<br>⑧利益剰余金（絶対額） | 1,595 | 0 | 0.20 | 登録経営状況分析機関 |
| | 経営規模等評価 | 経営規模 | Ｘ$_1$ | 完成工事高（許可業種別） | 2,309 | 397 | 0.25 | 北海道 |
| | | | Ｘ$_2$ | 自己資本額<br>利払前税引前償却前利益 | 2,280 | 454 | 0.15 | |
| | | 技術力 | Ｚ | 元請完成工事高（許可業種別）<br>技術職員数（許可業種別） | 2,441 | 456 | 0.25 | |
| | | その他の審査項目（社会性等） | Ｗ | ①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況<br>②建設業の営業継続の状況<br>③防災活動への貢献の状況<br>④法令遵守の状況<br>⑤建設業の経理の状況<br>⑥研究開発の状況<br>⑦建設機械の保有状況<br>⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 | 2,073 | −1,995 | 0.15 | |

**※Ｗ点に関して、審査基準日が令和５年８月 14 日以前の申請の最高点は 2,109 となります。**

**※本表に関して個別の相談にはお答えできかねますので、ご了承ください。**

**（例１）自社の場合、Ｗ点は何点になるか。**

**（例２）建築一式のＰ点を 800 点以上とするには、どの資格者を何人配置すればよいか。**

**※完成工事高の水増しや財務諸表の改ざんなど、不正行為の事実を確認した場合は、建設業法に基づき監督処分などを行う場合があります。**

## 第２　経営事項審査の申請について

### １　申請手続きの流れ

結果通知書が届くのは、申請してから約１カ月後です。

図３

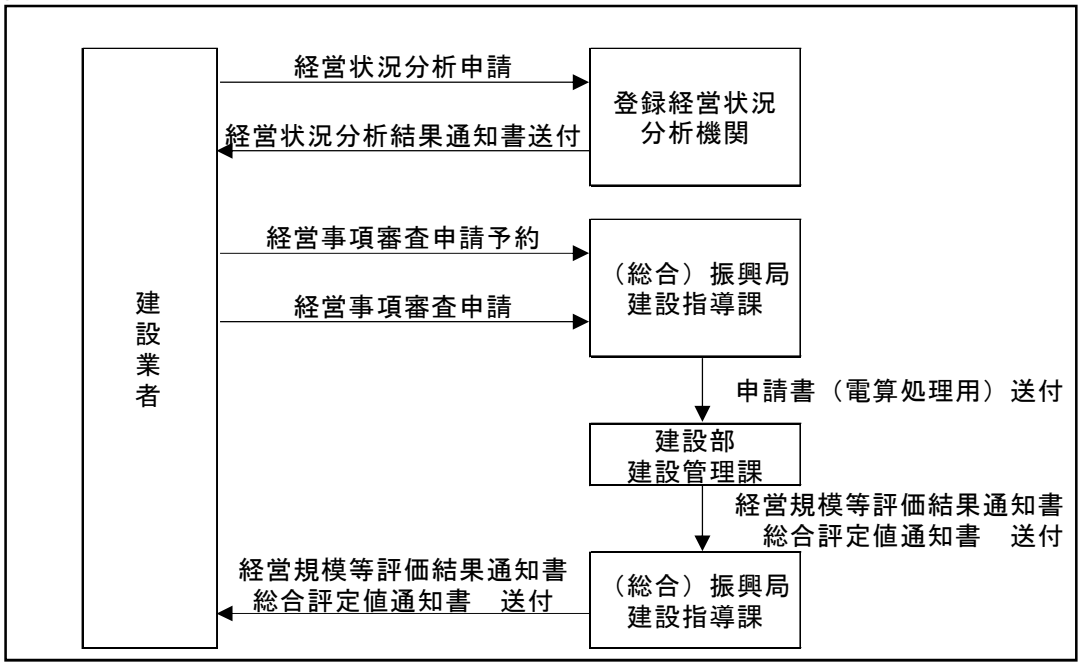


※経営事項審査を受ける前に、登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」を取得する必要があります。経営状況分析の申請については、各登録経営状況分析機関（Ｐ９参照）へお問い合わせください。

### ２　審査手数料

申請手数料は以下のとおりです。

**表２　申請手数料一覧表**

| 申請業種数 | 経営規模等評価 | 総合評定値 | 合　計 | 申請業種数 | 経営規模等評価 | 総合評定値 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 10,400 | 600 | 11,000 | 16 | 44,900 | 3,600 | 48,500 |
| 2 | 12,700 | 800 | 13,500 | 17 | 47,200 | 3,800 | 51,000 |
| 3 | 15,000 | 1,000 | 16,000 | 18 | 49,500 | 4,000 | 53,500 |
| 4 | 17,300 | 1,200 | 18,500 | 19 | 51,800 | 4,200 | 56,000 |
| 5 | 19,600 | 1,400 | 21,000 | 20 | 54,100 | 4,400 | 58,500 |
| 6 | 21,900 | 1,600 | 23,500 | 21 | 56,400 | 4,600 | 61,000 |
| 7 | 24,200 | 1,800 | 26,000 | 22 | 58,700 | 4,800 | 63,500 |
| 8 | 26,500 | 2,000 | 28,500 | 23 | 61,000 | 5,000 | 66,000 |
| 9 | 28,800 | 2,200 | 31,000 | 24 | 63,300 | 5,200 | 68,500 |
| 10 | 31,100 | 2,400 | 33,500 | 25 | 65,600 | 5,400 | 71,000 |
| 11 | 33,400 | 2,600 | 36,000 | 26 | 67,900 | 5,600 | 73,500 |
| 12 | 35,700 | 2,800 | 38,500 | 27 | 70,200 | 5,800 | 76,000 |
| 13 | 38,000 | 3,000 | 41,000 | 28 | 72,500 | 6,000 | 78,500 |
| 14 | 40,300 | 3,200 | 43,500 | 29 | 74,800 | 6,200 | 81,000 |
| 15 | 42,600 | 3,400 | 46,000 | | | | |

## ３　提出書類

提出書類は下表の一覧のとおりです。

### 表３　提出書類一覧

<table>
<tr><th>様式</th><th>提出部数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書<br>【様式第二十五号の十四】</td><td rowspan="4">３部<br>（正本１部、副本２部）</td><td rowspan="5">必ず提出</td></tr>
<tr><td>工事種類別完成工事高<br>【別紙一】</td></tr>
<tr><td>技術職員名簿<br>【別紙二】</td></tr>
<tr><td>その他の審査項目（社会性等）<br>【別紙三】</td></tr>
<tr><td>経営状況分析結果通知書</td><td>原本１部、コピー１部</td></tr>
<tr><td>北海道収入証紙ちょう付用紙</td><td>１部</td><td></td></tr>
<tr><td>工事種類別完成工事高付表（様式第１号）</td><td rowspan="6">２部</td><td rowspan="6">該当する方<br>のみ提出</td></tr>
<tr><td>経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第２号）</td></tr>
<tr><td>継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第３号）</td></tr>
<tr><td>ＣＰＤ単位を取得した技術職員名簿（様式第４号）</td></tr>
<tr><td>技能者名簿（様式第５号）</td></tr>
<tr><td>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第６号）</td></tr>
</table>

## ４　確認書類

申請時に必要な確認書類は下表の一覧のとおりです。

### 表４　確認書類一覧

| 様式 | 確認書類 |
|---|---|
| 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書<br>【様式第二十五の十四】 | □建設業許可通知書（申請日時点で許可を受けている業種すべて）<br>□建設業許可申請書（申請日時点で許可を受けている業種すべて）<br>□変更届出書（直前の決算日～申請日以前に提出されたものすべて）<br>□決算報告書（直前の決算期分）<br>□前年度の経営事項審査申請書一式<br>□経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書<br>□法人番号指定通知書又は国税庁法人番号検索サイトで申請する法人の法人番号が表示された画面を印刷したもの（初めて申請する場合に限る）<br>□（法人）法人税別表16（個人）所得税青色申告書または収支内訳書（※1） |
| 工事種類別完成工事高<br>【別紙一】 | □決算報告書<br>□決算報告書中の工事経歴書に記載のある契約書又は注文書及び注文請書等（元請・下請問わず請負金額の上位3件を基本とする。）（※2、※3）<br>※電子契約等により契約書、注文書に押印がない場合、別途電子証明書等を求めることがあります。<br>□設計変更があった場合は変更契約書又は変更契約通知書<br>□消費税確定申告書（税務署の受付印があるもの）<br>※確定申告の電子申告の場合は、送信データ、受信通知により確認（※4）<br>※決算報告書中の売上高が消費税納税確定申告書の課税標準額を上回る場合、別途『消費税納税証明書』の提示を求めることがあります。<br><br>□共同企業体（JV）により受注した工事がある場合は、附属協定書 |
| 技術職員名簿<br>【別紙二】 | □技術職員名簿に記載のある技術者の合格証等（資格者証、登録基幹技能者講習修了証、卒業証書、実務経験証明書）<br>※ただし、前年の受付で確認している場合は、提示不要ですが、「登録基幹技能者講習修了証」は有効期限を確認するため、提示が必要です。<br>□監理技術者講習修了証（写）、監理技術者資格者証（写）（※5、※6）<br>□雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書、健康保険証（写）又は住民税特別徴収税額決定通知書のうち、常勤性と雇用期間が確認できるものを１つ、あるいは複数<br>以下の書類は、雇用が限定されている高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合に必要です。<br>□継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第３号）<br>□継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印がある就業規則（常時10人以上労働者を使用する企業の場合に限る） |
| その他の審査項目<br>【別紙三】 | 次のページに記載 |

※１　経営状況分析結果通知書に「参考値」のある申請者は省略可能です。

※２　初めて受審される方は、工事種類別完成工事高【別紙一】に記載のある確認書類を「計算基準の区分」欄で選択した区分に応じて２年又は３年分持参してください。

※３　業種間積み上げ（振替）を行った場合は、合算した工事のすべての中から上位 3 件を確認します。

（例）土木一式 10 件、とび土工コンクリート 10 件、解体 3 件を土木一式に積み上げて申請する場合は合計した 23 件の中から上位 3 件

※４　送信データ及び受信通知は国税電子申告・納税システム(e-Tax)におけるデータおよび通知を指します。民間会計ソフト等の受信メールは該当しません。

※５　監理技術者講習修了証（写）は修了した日が審査基準日より前の日付かつ、修了した日の属する年の翌年から５年以内に含まれている必要があります。

※６　監理技術者資格者証（写）は審査基準日時点で有効なものが必要となります。

## 表５　その他の審査項目【別紙三】に係る確認書類一覧

| 項番 | 審査項目 | 確認書類 |
|---|---|---|
| 41 | 雇用保険 | □労働保険概算・確定保険料申請書及び領収済通知書<br>※審査基準日を含む年度の申告書及び審査基準日を含む期の領収済通知書 |
| 42<br>43 | 健康保険<br>厚生年金保険 | □領収証書又は納入証明書<br>※１：審査基準日を含む月のもの１ヶ月分の保険料納入に関するもの<br>※２：国民健康保険組合に加入している場合も同様です。 |
| 44 | 建設業退職金共済制度 | □建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用） |
| 45 | 退職一時金制度若しくは企業年金制度 | 下記のいずれか一つ<br>□中小企業退職金共済事業本部の掛金領収書又は加入証明書<br>□特定退職金共済団体が発行する特定退職金共済掛金の領収書または加入証明書<br>□退職手当の定め（算定方法含む）がある労働協約若しくは就業規則書（審査基準日において有効なもので、10人以上雇用している場合は労働基準監督署の受付印のあるもの）<br>□適格退職年金契約書の写し（当該契約が法人税附則第20条に規定する適格退職年金であることが確認できるもの（平成14年3月31日までに締結されたもの））及び領収書又は加入証明書<br>□厚生年金基金加入通知書、証明書または基金が発行する掛金領収書<br>□厚生労働大臣（厚生（支）局長）による企業型年金規約承認通知書又は建設業者と確定拠出年金運営管理機関との間の運営管理業務の委託契約書又は審査基準日前の直近の掛金振込に係る領収書<br>確定給付企業年金のうち<br>□基金型…企業年金基金の発行する加入証明書<br>□規約型…資金管理運用機関の発行する加入証明書 |
| 46 | 法定外労働災害補償制度 | 下記のうち、加入している制度に応じて書類を提示<br>（公財）建設業福祉共済団の団体保険<br>□建設労災補償共済制度加入証明書又は建設労災補償共済契約証<br>（一社）建設業労災互助会の団体保険<br>□加入証明書兼領収書<br>（一社）全国労働保険事務組合連合会<br>□加入証明書<br>中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者<br>□加入証明書<br>民間保険会社の労働災害総合保険<br>□保険証券（特記事項証明細書等含む）又は加入証明書<br>※加入証明書は、保険会社の公印があれば支店（支社）、代理店の発行のものでも認める（加点対象となる保険の要件はP33をご確認ください）<br>なお、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度に加入していなければ「1」となりません。<br>（1）業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。<br>（2）直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人全て）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。（パート・アルバイトも含む）<br>（3）原則として死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係わる災害の全てを対象とすること。<br>（4）（1）～（3）の補償内容で共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するもの<br>※記名式のものや作業員数の上限があるものは認めません。 |
| 49 | CPD単位取得数 | □取得したCPD単位数を証明する書類（写） |
| 50 | 技能レベル向上者数<br>技能者数 | □建設技能者が受けた評価を証明する書類（写）<br>□審査基準日以前３年間のうちに稼働していたいずれかの建設工事に関する施工体制台帳の作業員名簿等以下の記載がある書類で審査基準日に近いものから確認<br>・氏名、生年月日及び年齢<br>・職種<br>・社会保険の加入状況 |
| 51<br>52<br>53 | ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況<br>・次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況<br>・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 | □認定機関が発行する基準適合一般事業主認定通知書等（写） |

| | | |
|---|---|---|
| 56 | 民事再生法又は会社更生法の適用 | □審査対象営業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書面（写）<br>□審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合にあっては、その決定日を証明する書面（写） |
| 57 | 防災活動への貢献の状況 | （申請者が防災協定を締結している場合）<br>□国、特殊法人等又は地方公共団体との間の防災協定書（写）<br>（申請者の所属団体が防災協定を締結している場合）<br>①国、特殊法人等又は地方公共団体との間の防災協定書（写）<br>②当該団体に所属していることを証する書類<br>③防災活動に一定の役割を果たすことを確認できる当該団体の活動計画書又は証明書<br>※所属団体の発行する加入証明書で、上記②③を確認できる場合は、①防災協定書（写）と加入証明書のみで結構です。 |
| 60 | 監査の受審状況 | 「1.会計監査人の設置」に該当する場合<br>□有価証券報告書若しくは監査報告書（写）、登記事項証明書<br>「2.会計参与の設置」に該当する場合<br>□会計参与報告書（写）、登記事項証明書<br>「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」に該当する場合<br>□経理処理の適正を確認した旨の書類（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち経理実務の責任者であるものが自らの署名を付したもの） |
| 61<br>62 | 公認会計士の数<br>二級登録経理士事務士の数 | □経理事務士名簿（任意様式で作成。参考様式は資料編P6に掲載）<br>□合格証等（新規対象者のみ）<br>□前回受付時の経理事務士名簿（受付印のあるもの）<br>□雇用が確認できる書類<br>（名簿に記載した職員それぞれについて、雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書、社会保険証（写）又は住民税特別徴収税額決定通知書のいずれか１つ）<br>※経理事務士名簿は、項番号53、54に記載した人数の一覧表を作成してください。<br>また、審査後、次年度の審査のため、受付印を押印して返却します。 |
| 63 | 研究開発費 | □有価証券報告書<br>□決算報告書の注記表<br>※2年分必要です |
| 64 | 建設機械の所有及びリース台数 | ①建設機械の保有状況一覧（任意様式で作成。参考様式は資料編P9に掲載）<br>②売買契約書又はリース（割賦）契約書<br>※リース契約書は「審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められてるもの」又は「使用期間終了時の自動延長に係る文言が記載されているもの」<br>③要件を確認できるカタログ（写）<br>④特定自主検査記録表（※）（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械、高所作業車）<br>⑤自動車検査証（写）（※）（ダンプ車、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ）<br>⑥移動式クレーン検査証（写）（移動式クレーン）<br>⑦前回受付時の建設機械の保有状況一覧（受付印のあるもの）<br>加点対象となる建設機械の要件は、P37をご確認ください。<br>※特定自主検査の検査年月日が審査基準日以前1年以内のもの<br>※『建設機械の保有状況一覧』は、項番号56で記載した台数の一覧を作成してください。<br>※電子車検証の場合においては、ICタグの読み取り画面（自動車検査証記録事項）を印刷したもの<br>また、審査後、次年度の審査のため、受付印を押印して返却します。 |
| 65<br>66<br>67 | ・エコアクション21の認証の有無<br>・ISO9001の登録の有無<br>・ISO14001の登録の有無 | □審査登録機関の認証を証明する書類 |

※表４、５の確認書類について、（写）以外は原本の提示をお願いします。

※郵送による申請の場合は全て写しを提出してください。

また、上記の書類で確認できない場合等は、上記以外の書類を求めることがあります。

なお、申請書類に不備があるときは、申請を受理できないことがあります。

## ５　経営状況分析結果通知書について

「経営状況分析結果通知書」の取得については、次の各登録経営状況分析機関にお問い合わせください。

**表６　登録経営状況分析機関一覧（令和５年７月現在）**

| 登録番号 | 機　関　の　名　称 | 事　務　所　の　所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 1 | （一財）建設業情報管理センター | 東京都中央区築地２－１１－２４ | 03-5565-6194 |
| 2 | （株）マネージメント・データ・リサーチ | 熊本県熊本市中央区京町２－２－３７ | 096-278-8330 |
| 4 | ワイズ公共データシステム（株） | 長野県長野市田町２１２０－１ | 026-232-1145 |
| 5 | （株）九州経営情報分析センター | 長崎県長崎市今博多町２２ | 095-811-1477 |
| 7 | （株）北海道経営情報センター | 北海道札幌市白石区東札幌一条４－８－１ | 011-820-6111 |
| 8 | （株）ネットコア | 栃木県宇都宮市鶴田２－５－２４ | 028-649-0111 |
| 9 | （株）経営状況分析センター | 東京都大田区大森西３－３１－８ | 03-5753-1588 |
| 10 | 経営状況分析センター西日本（株） | 山口県宇部市北琴芝１－６－１０ | 0836-38-3781 |
| 11 | （株）ＮＫＢ | 福岡県北九州市小倉北区重住３－２－１２ | 093-982-3800 |
| 22 | （株）建設業経営情報分析センター | 東京都立川市柴崎町２－１７－６ | 042-505-7533 |

# 第３　申請書の記入例及び記入方法について

## １　経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書【様式第二十五の十四】（項番 02～20）記載例

**様式第二十五号の十四**（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

申請に関係のない部分は線を引く。

**経 営 規 模 等 評 価 申 請 書**
~~**経営規模等評価再審査申立書**~~
**総 合 評 定 値 請 求 書**

令和　○○　年　○○　月　○○　日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~
北~~海道開発局長~~
北海道知事　○○　○○　殿

札幌市中央区北○○条西○丁目○番地○号
申請者（株）ホッカイドウ建設土木　代表取締役　北海道　一郎

| 行政庁側記入欄 | 項番 | 請求年月日 | 振興局コード 整理番号 |
|---|---|---|---|
| 申請年月日 | 01 | 令和　年　月　日 | 令和　年　月　日 | 　－ |

| | | |
|---|---|---|
| 申請時の許可番号 | 02 | ~~大臣~~知事 コード 01 ~~国土交通大臣~~知事 許可（~~般~~特－30）第 799999 号　許可年月日 令和 04 年 04 月 01 日 |
| 前回の申請時の許可番号 | 03 | 大臣知事 コード 01 国土交通大臣知事 許可（般特－28）第 529999 号　許可年月日 令和 02 年 10 月 01 日 |
| 審査基準日 | 04 | 令和 05 年 03 月 31 日 |
| 申請等の区分 | 05 | 1 |
| 処理の区分 | 06 | 00 |
| 法人又は個人の別 | 07 | 1（1. 法人 2. 個人）　資本金額又は出資総額 1,000,000（千円）　法人番号 0000000000000 |
| 商号又は名称のフリガナ | 08 | ホッカイドウケンセツドボク |
| 商号又は名称 | 09 | （株）ホッカイドウ建設土木 |
| 代表者又は個人の氏名のフリガナ | 10 | ホッカイドウ　イチロウ |
| 代表者又は個人の氏名 | 11 | 北海道　一郎 |
| 主たる営業所の所在地市区町村コード | 12 | 01101 |
| 主たる営業所の所在地 | 13 | 北○○条西○－○－○ |
| 郵便番号 | 14 | ○○○－○○○○　電話番号 ○○○-○○○-○○○○ |
| 許可を受けている建設業 | 15 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1（1. 一般 2. 特定） |
| 経営規模等評価等対象建設業 | 16 | 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 |

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

頭に振興局コードを付ける。

前回申請時と**許可番号が違う場合**のみ項番03を記入する。（般23→般28のような変更は記載しません。）

濁音、半濁音は別のカラムに記入しない（ト゛のようには記入しない）。

姓と名の間は、1カラム空ける。

丁目、番地、号は－（ハイフン）－で記入す

項番12が市区町村をあらわすため、項番13は市区町村名以降から記入する。

項番15は「**申請日時点**で許可を受けている建設業」について、一般建設業は「1」、特定建設業は「2」を記入する。

項番16は「経営規模等評価を受ける業種」について、「9」を記入す

「2. ２期平均」を選択したときのみ記入する。

| 項番 | | 審査対象 |
|---|---|---|
| 自己資本額 | 17,,,−1,000（千円） | 2（1. 基準決算 / 2. ２期平均） |

| | |
|---|---|
| 基準決算 | 985（千円） |
| 直前の審査基準日 | −2986（千円） |

| | |
|---|---|
| 利益額（２期平均） | 18,,,1,999（千円） |

利益額（利払前税引前償却前利益）
＝ 営業利益+減価償却実施額

| 審査対象事業年度 | | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 | |
|---|---|---|---|
| 営業利益 | 1000（千円） | 営業利益 | 1000（千円） |
| 減価償却実施額 | 999（千円） | 減価償却実施額 | 1000（千円） |

通常は経営状況分析結果通知書の「参考値」と一致する。

別紙三「技術者数」に記載した人数と一致する。

| | |
|---|---|
| 技術職員数 | 193,,,3（人） |

| | | 経営状況分析を受けた機関の名称 |
|---|---|---|
| 登録経営状況分析機関番号 | 20 0000000 | ○○○○○○○○○○○○○○○ |

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

| 審査結果の通知番号 | 審査結果の通知の年月日 |
|---|---|
| 第　　号 | 令和　　年　　月　　日 |
| 再審査を求める事項 | 再審査を求める理由 |
| | |

「申請書又は、添付書類を作成した者」、「申請の内容に係る質問等に応答できる者」の氏名及び電話番号を記載する。

連絡先

所属等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

## ２　経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書【様式第二十五の十四】（項番 02～20）記載要領

(1) 「申請者」の欄

経営規模等評価の申請や総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則（以下「規則」という。）第 19 条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載します。

この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付します。

(2) 項番 02「申請時の許可番号」

国土交通大臣・知事コードのカラムには、「01」（北海道知事）を記入し、許可番号は頭に総合振興局及び振興局コード（表７のとおり）を付けて記入します。

また、許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

**表７　総合振興局及び振興局コード表**

| コード | （総合）振興局名 | コード | （総合）振興局名 |
|---|---|---|---|
| 7 | 石狩振興局 | 58 | 宗谷総合振興局 |
| 52 | 渡島総合振興局 | 59 | オホーツク総合振興局 |
| 53 | 檜山振興局 | 60 | 胆振総合振興局 |
| 54 | 後志総合振興局 | 61 | 日高振興局 |
| 55 | 空知総合振興局 | 62 | 十勝総合振興局 |
| 56 | 上川総合振興局 | 63 | 釧路総合振興局 |
| 57 | 留萌振興局 | 64 | 根室振興局 |

※許可番号の先頭２ケタ（石狩振興局については１ケタ）が振興局コードになります。

（例）石狩の業者【許可番号 99999】→７＋99999→ 第 7 9 9 9 9 9 号

渡島の業者【許可番号 9999】 →52＋ 9999→ 第 5 2 9 9 9 9 号

(3) 項番 03「前回の申請時の許可番号」

前回の申請時と今回の申請時で許可番号が異なる場合のみ記入します。

単に更新した場合には記載しません。

記載しない例：般-23 529999 から般-28 529999 に変わった場合など。

(4) 項番 04「審査基準日」

審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了の日を記入します。

(5) 項番 05「申請等の区分」

下表の分類にしたがって該当するコードを記入します（通常は「１」になります。）。

**表８　申請等の分類**

| コード | 申　請　等　の　種　類 |
|---|---|
| 1 | 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 |
| 2 | 経営規模等評価の申請 |
| 3 | 総合評定値の請求 |
| 4 | 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 |
| 5 | 経営規模等評価の再審査の申立 |

(6) 項番 06「処理の区分」

下表にしたがって記入します（通常は左側カラムに「00」のみ記入します。）。

右側カラムは、該当するコードがある場合のみ記入します。

**表９　処理の区分（左側カラム）**

| コード | 処理の種類 |
|---|---|
| 00 | 12か月ごとに決算を完結した場合<br>（例）令和３年４月１日から令和４年３月31日までの営業年度について申請する場合 |
| 01 | ６か月ごとに決算を完結した場合<br>（例）令和３年10月１日から令和４年３月31日までの営業年度について申請する場合 |
| 02 | 商業登記法（昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合<br>（例１）有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和３年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和４年３月31日に終了した営業年度について申請するとき<br>（例２）申請に係る営業年度の直前の営業年度が令和３年３月31日に終了した場合で営業年度の変更により令和３年12月31日に終了した営業年度について申請するとき |
| 03 | 営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合<br>（例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和４年３月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき |
| 04 | 営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合<br>（例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度の終了の日（令和４年３月31日）より前の日（令和３年11月１日）に申請するとき |

**表 10　処理の区分（右側カラム）**

| コード | 処理の種類 |
|---|---|
| 10 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 11 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 12 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 13 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき |
| 14 | 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき |
| 15 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 16 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 |
| 17 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 18 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 19 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 20 | 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 |
| 21 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合 |
| 22 | 申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合 |

(7) 項番 07「法人又は個人の別」

法人の場合は「１」を、個人の場合は「２」を記入します。

「資本金額又は出資総額」「法人番号」については、申請者が法人の場合にのみ記入します。

(8) 項番 08「商号又は名称のフリガナ」

カタカナで記入します。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ｷﾞ 又は、ﾊﾟ のように１文字として扱います。（ ｷ ﾞ や ﾊ ﾟ と記入しないでください。）

なお、（株）等法人の種類を表す文字のフリガナは記入しません。

(9) 項番 09「商号又は名称」

法人の種類を表す文字については、次の表の略号を用いて記入します。

なお、（ 株 ）ように、（　）についても１つのカラムを使って記入します。

**表 11　記入する略号一覧**

| 種類 | 略号 | 種類 | 略号 |
|---|---|---|---|
| 株式会社 | （株） | 合同会社 | （合） |
| 特例有限会社 | （有） | 協同組合 | （同） |
| 合名会社 | （名） | 協業組合 | （業） |
| 合資会社 | （資） | 企業組合 | （企） |

⑽ 項番 10「代表者又は個人の氏名のフリガナ」
申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入します。
カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入します。
なお、項番 08 と同様、濁音又は半濁音を表す文字も１文字として扱います。
（例） 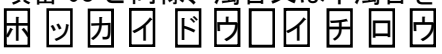

⑾ 項番 11「代表者又は個人の氏名」
姓と名の間に１カラム空けて記入します。

⑿ 項番 12「主たる営業所の所在地市区町村コード」
Ｐ17 の市町村コード表 13 を参照し、該当するコードを記入します。

⒀ 項番 13「主たる営業所の所在地」
項番 12 で記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて記入します。
数字は１カラム１文字です。
（例） 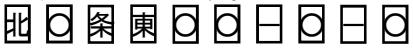

⒁ 項番 14「電話番号」
市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切って左詰で記入します。
（例） 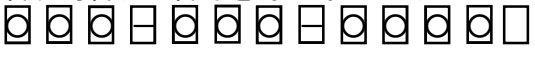

⒂ 項番 15「許可を受けている建設業」
申請時点で許可を受けている建設業を記入します。（審査基準日時点ではありません）
一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を略号（表 12）のカラムに記入します。

⒃ 項番 16「経営規模等評価等対象建設業」
経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合には、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）の略号（表 12）のカラムに「９」を記入します。

**表 12　項番 15,16 に係る略号一覧表**

| | | |
|---|---|---|
| 土木工事業(土) | 鋼構造物工事業(鋼) | 熱絶縁工事業(絶) |
| 建築工事業(建) | 鉄筋工事業(筋) | 電気通信工事業(通) |
| 大工工事業(大) | 舗装工事業(舗) | 造園工事業(園) |
| 左官工事業(左) | しゅんせつ工事業(しゅ) | さく井工事業(井) |
| とび･土工工事業(と) | 板金工事業(板) | 建具工事業(具) |
| 石工工事業(石) | ガラス工事業(ガ) | 水道施設工事業(水) |
| 屋根工事業(屋) | 塗装工事業(塗) | 消防施設工事業(消) |
| 電気工事業(電) | 防水工事業(防) | 清掃施設工事業(清) |
| 管工事業(管) | 内装仕上工事業(内) | 解体工事業(解) |
| タイル･れんが･<br>ブロック工事業(タ) | 機械器具設置工事業(機) | |

⑰ 項番 17「自己資本額」

審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額の場合は「１」を基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額の場合は「２」を記入します。

「２」の場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入し、合計を２で割った金額を記入します。（千円未満の端数は切り捨て）

⑱ 項番 18「利益額（２期平均）」

審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入します。

表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入し、（※通常表内のカラムは経営状況分析結果通知書の参考値と同値になります。）合計を２で割った金額を記入します。（千円未満の端数は切り捨て）

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。その場合、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

なお、通常は経営状況分析結果通知書の「参考値」と合致しますが、決算期変更がある場合は、工事種類別完成工事高と同じ要領で算出する必要があります。

⑲ 項番 19「技術職員数」

別紙三（P31）で記入する技術者数を記入します。

⑳ 項番 20「登録経営状況分析機関番号」

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入します。

また、空位のカラムには「０」を記入します。

登録経営状況分析機関の登録番号は、Ｐ９表６又は、分析結果通知書の右上をご確認ください。

（例） 0 0 0 0 9 9

㉑ 「連絡先」

申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入します。

## 表 13　市町村コード一覧表（北海道）

| 振興局 | コード | 市町村名 | 振興局 | コード | 市町村名 | 振興局 | コード | 市区町村名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 空知 | 01209 | 夕張市 | 胆振 | 01230 | 登別市 | 留萌 | 01486 | 遠別町 |
| | 01210 | 岩見沢市 | | 01233 | 伊達市 | | 01487 | 天塩町 |
| | 01215 | 美唄市 | | 01571 | 豊浦町 | 宗谷 | 01214 | 稚内市 |
| | 01216 | 芦別市 | | 01575 | 壮瞥町 | | 01511 | 猿払村 |
| | 01218 | 赤平市 | | 01578 | 白老町 | | 01512 | 浜頓別町 |
| | 01222 | 三笠市 | | 01581 | 厚真町 | | 01513 | 中頓別町 |
| | 01225 | 滝川市 | | 01584 | 洞爺湖町 | | 01514 | 枝幸町 |
| | 01226 | 砂川市 | | 01585 | 安平町 | | 01516 | 豊富町 |
| | 01227 | 歌志内市 | | 01586 | むかわ町 | | 01517 | 礼文町 |
| | 01228 | 深川市 | 日高 | 01601 | 日高町 | | 01518 | 利尻町 |
| | 01423 | 南幌町 | | 01602 | 平取町 | | 01519 | 利尻富士町 |
| | 01424 | 奈井江町 | | 01604 | 新冠町 | | 01520 | 幌延町 |
| | 01425 | 上砂川町 | | 01607 | 浦河町 | オホーツク | 01208 | 北見市 |
| | 01427 | 由仁町 | | 01608 | 様似町 | | 01211 | 網走市 |
| | 01428 | 長沼町 | | 01609 | えりも町 | | 01219 | 紋別市 |
| | 01429 | 栗山町 | | 01610 | 新ひだか町 | | 01543 | 美幌町 |
| | 01430 | 月形町 | 渡島 | 01202 | 函館市 | | 01544 | 津別町 |
| | 01431 | 浦臼町 | | 01236 | 北斗市 | | 01545 | 斜里町 |
| | 01432 | 新十津川町 | | 01331 | 松前町 | | 01546 | 清里町 |
| | 01433 | 妹背牛町 | | 01332 | 福島町 | | 01547 | 小清水町 |
| | 01434 | 秩父別町 | | 01333 | 知内町 | | 01549 | 訓子府町 |
| | 01436 | 雨竜町 | | 01334 | 木古内町 | | 01550 | 置戸町 |
| | 01437 | 北竜町 | | 01337 | 七飯町 | | 01552 | 佐呂間町 |
| | 01438 | 沼田町 | | 01343 | 鹿部町 | | 01555 | 遠軽町 |
| 石狩 | 01101 | 札幌市中央区 | | 01345 | 森町 | | 01559 | 湧別町 |
| | 01102 | 札幌市北区 | | 01346 | 八雲町 | | 01560 | 滝上町 |
| | 01103 | 札幌市東区 | | 01347 | 長万部町 | | 01561 | 興部町 |
| | 01104 | 札幌市白石区 | 檜山 | 01361 | 江差町 | | 01562 | 西興部村 |
| | 01105 | 札幌市豊平区 | | 01362 | 上ノ国町 | | 01563 | 雄武町 |
| | 01106 | 札幌市南区 | | 01363 | 厚沢部町 | | 01564 | 大空町 |
| | 01107 | 札幌市西区 | | 01364 | 乙部町 | 十勝 | 01207 | 帯広市 |
| | 01108 | 札幌市厚別区 | | 01367 | 奥尻町 | | 01631 | 音更町 |
| | 01109 | 札幌市手稲区 | | 01370 | 今金町 | | 01632 | 士幌町 |
| | 01110 | 札幌市清田区 | | 01371 | せたな町 | | 01633 | 上士幌町 |
| | 01217 | 江別市 | 上川 | 01204 | 旭川市 | | 01634 | 鹿追町 |
| | 01224 | 千歳市 | | 01220 | 士別市 | | 01635 | 新得町 |
| | 01231 | 恵庭市 | | 01221 | 名寄市 | | 01636 | 清水町 |
| | 01234 | 北広島市 | | 01229 | 富良野市 | | 01637 | 芽室町 |
| | 01235 | 石狩市 | | 01452 | 鷹栖町 | | 01638 | 中札内村 |
| | 01303 | 当別町 | | 01453 | 東神楽町 | | 01639 | 更別村 |
| | 01304 | 新篠津村 | | 01454 | 当麻町 | | 01641 | 大樹町 |
| 後志 | 01203 | 小樽市 | | 01455 | 比布町 | | 01642 | 広尾町 |
| | 01391 | 島牧村 | | 01456 | 愛別町 | | 01643 | 幕別町 |
| | 01392 | 寿都町 | | 01457 | 上川町 | | 01644 | 池田町 |
| | 01393 | 黒松内町 | | 01458 | 東川町 | | 01645 | 豊頃町 |
| | 01394 | 蘭越町 | | 01459 | 美瑛町 | | 01646 | 本別町 |
| | 01395 | ニセコ町 | | 01460 | 上富良野町 | | 01647 | 足寄町 |
| | 01396 | 真狩村 | | 01461 | 中富良野町 | | 01648 | 陸別町 |
| | 01397 | 留寿都村 | | 01462 | 南富良野町 | | 01649 | 浦幌町 |
| | 01398 | 喜茂別町 | | 01463 | 占冠村 | 釧路 | 01206 | 釧路市 |
| | 01399 | 京極町 | | 01464 | 和寒町 | | 01661 | 釧路町 |
| | 01400 | 倶知安町 | | 01465 | 剣淵町 | | 01662 | 厚岸町 |
| | 01401 | 共和町 | | 01468 | 下川町 | | 01663 | 浜中町 |
| | 01402 | 岩内町 | | 01469 | 美深町 | | 01664 | 標茶町 |
| | 01403 | 泊村 | | 01470 | 音威子府村 | | 01665 | 弟子屈町 |
| | 01404 | 神恵内村 | | 01471 | 中川町 | | 01667 | 鶴居村 |
| | 01405 | 積丹町 | | 01472 | 幌加内町 | | 01668 | 白糠町 |
| | 01406 | 古平町 | 留萌 | 01212 | 留萌市 | 根室 | 01223 | 根室市 |
| | 01407 | 仁木町 | | 01481 | 増毛町 | | 01691 | 別海町 |
| | 01408 | 余市町 | | 01482 | 小平町 | | 01692 | 中標津町 |
| | 01409 | 赤井川村 | | 01483 | 苫前町 | | 01693 | 標津町 |
| 胆振 | 01205 | 室蘭市 | | 01484 | 羽幌町 | | 01694 | 羅臼町 |
| | 01213 | 苫小牧市 | | 01485 | 初山別村 | | | |

## ３　工事種類別完成工事高【別紙一】（項番 31～34）記載例

別紙一

（用紙Ａ４）

| 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
|---|---|---|---|---|

**工 事 種 類 別 完 成 工 事 高**
**工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高**

| 項番 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 | 審査対象事業年度 | 計算基準の区分 |
|---|---|---|---|
| 31 | 自 02年04月 至 03年03月 | 自 03年04月 至 04年03月 | 1（1.2年平均 2.3年平均） |

| | |
|---|---|
| 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 | 年　月～　年　月 |
| 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 年　月～　年　月 |

| 業種コード | 工事の種類 | 完成工事高（千円） | 元請完成工事高（千円） | 完成工事高（千円） | 元請完成工事高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 3210 | 土木一式工事 | 完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 10,000 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 10,000 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 20,000 | 20,000 |
| 3211 | プレストレストコンクリート構造物工事 | 5,000 / | 5,000 / | 10,000 | 10,000 |
| 3250 | とび・土工・コンクリート工事 | 30,000 / | 15,000 / | 40,000 | 20,000 |
| 3251 | 法面処理工事 | 5,000 / | 5,000 / | 10,000 | 10,000 |
| 33 | その他 | | | | |
| 34 | 合計 | | | | |

その他　工事　完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度 / 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度

項番33「その他工事」及び項番34「合計」について、
工事種類別完成工事高が2枚以上になるときは、
最後のページにのみ記入する。（ない場合は「０」を記入）

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

別紙一

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 2

# 工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
# 工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

項番 3 1

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度

自 □□年□□月 至 □□年□□月

| | |
|---|---|
| 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 | 年 月～ 年 月 |
| 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 年 月～ 年 月 |

審査対象事業年度 自 □□年□□月 至 □□年□□月

計算基準の区分 □（1. 2年平均 2. 3年平均）

| 業種コード | 完成工事高（千円） | 元請完成工事高（千円） | 完成工事高（千円） | 元請完成工事高（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 3 2 1 3 0 | 1 0 0 0 0 | 5 0 0 0 | 2 0 0 0 0 | 1 0 0 0 0 |
| 工事の種類 舗装工事 | 完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | |
| 3 2 2 6 0 | 1 5 0 0 | 1 2 5 0 | 2 0 0 0 | 1 5 0 0 |
| 工事の種類 水道施設工事 | 完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | |
| 3 2 2 9 0 | 3 0 0 0 | 1 5 0 0 | 4 0 0 0 | 2 0 0 0 |
| 工事の種類 解体工事 | 完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | | |
| 3 2 | | | | |
| 工事の種類 | 完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 「その他」は、完工高が０でも、空欄とせず、０を記載してください。 | |
| 3 3 その他 | 5 0 0 0 | 0 | 1 0 0 0 0 | 0 |
| 工事の種類 その他 工事 | 完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 元請完成工事高計算表：審査対象事業年度の前審査対象事業年度／審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 | 「プレストレストコンクリート構造物工事(011)」、「法面処理工事(051)」及び「鋼橋上部工事(111)」については、内訳のため、合計には含めない。 | |
| 3 4 合 計 | 8 6 5 0 0 | 4 6 2 5 0 | 1 3 2 0 0 0 | 7 1 5 0 0 |

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例 （ 1. 有 2. 無 ）

## ４　工事種類別完成工事高【別紙一】（項番 31～34）　記載要領

(1) 数字を記入するときは □ □ 1 2 ようにカラムに右詰めで記入します。
　なお､この表は審査対象建設業に係る表 14 のコード表中の工事の種類４つごとに作成し、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入し、金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。
　また、用紙ごとに契約後ＶＥに係る完成工事高の特例の有無について記入します。

(2) 項番 31「審査対象事業年度」
　次のア～オの例に倣って記入します。

ア　12 か月ごとに決算を完結した場合【項番 06：00】
（例）令和３年４月１日から令和４年３月31日までの事業年度について申請する場合
　　自令和03年04月 ～ 至令和04年03月

イ　６か月ごとに決算を完結した場合【項番06：01】
（例）令和３年10月１日から令和４年３月31日までの事業年度について申請する場合
　　自令和03年10月 ～ 至令和04年03月

ウ　商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合【項番06：02】
（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和３年10月１日に当該組織変更の登記を行った場合で令和４年３月31日に終了した事業年度について申請するとき
　　自令和03年04月 ～ 至令和04年03月
（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和３年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和３年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
　　自令和03年01月 ～ 至令和03年12月

エ　事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合【項番06：03】
（例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和４年３月31日に終了した最初の営業年度について申請するとき
　　自令和03年10月 ～ 至令和04年03月

オ　事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合【項番06：04】
（例）令和３年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和４年３月31日）より前の日（令和３年11月１日）に申請するとき
　　自令和03年10月 ～ 至令和00年00月

「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を上記ア～オより記入します。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合には、直前２年の各審査対象事業年度の期間上記　ア～オの例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入します。

「計算基準の区分」は、審査対象事業年度が２年平均の場合は「１」を、３年平均の場合は「２」を記入します。

(3) 項番32「業種コード」

項番16で選択した対象建設業の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入します。

**表14　業種コードと対応する工事の種類**

| コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 |
|---|---|---|---|---|---|
| 010 | 土木一式工事 | 100 | タイル・レンガ・ブロック工事 | 200 | 機械器具設置工事 |
| 011 | プレストレストコンクリート構造物工事 | 110 | 鋼構造物工事 | 210 | 熱絶縁工事 |
| 020 | 建築一式工事 | 111 | 鋼橋上部工事 | 220 | 電気通信工事 |
| 030 | 大工工事 | 120 | 鉄筋工事 | 230 | 造園工事 |
| 040 | 左官工事 | 130 | 舗装工事 | 240 | さく井工事 |
| 050 | とび・土工・コンクリート工事 | 140 | しゅんせつ工事 | 250 | 建具工事 |
| 051 | 法面処理工事 | 150 | 板金工事 | 260 | 水道施設工事 |
| 060 | 石工事 | 160 | ガラス工事 | 270 | 消防施設工事 |
| 070 | 屋根工事 | 170 | 塗装工事 | 280 | 清掃施設工事 |
| 080 | 電気工事 | 180 | 防水工事 | 290 | 解体工事 |
| 090 | 管工事 | 190 | 内装仕上工事 | | |

※「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「鋼構造物工事」を申請した場合は下表のとおり内訳となる下表のコードも記載します。

**表15　項番32「業種コード」が複数にわたるもの**

| 項番16「評価対象建設業」 | 業種コード | 工事の種類 |
|---|---|---|
| 土木一式工事 | 010 | 土木一式工事 |
| | 011 | プレストレストコンクリート構造物工事 |
| とび・土工・コンクリート工事 | 050 | とび・土工・コンクリート工事 |
| | 051 | 法面処理工事 |
| 鋼構造物工事 | 110 | 鋼構造物工事 |
| | 111 | 鋼橋上部工事 |

※業種コード「011」「051」「111」は、それぞれ「010」「050」「110」の内訳なので、項番号34「合計」欄に記載する完工高に含めません。

(5) 「完成工事高」の欄は、項番31で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入します。

また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入します。ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高について申請する場合には、審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入します。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入します。

また、事業年度を変更したため、登記事業年度開始日の直前２年（又は直前2年）の間に開始する事業年度に含まれる月数の合計が24ヶ月（又は36ヶ月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定するものとします。

直前２年の場合

$$（Aにおける完成工事高の合計額）＋（Bにおける完成工事高）\times\frac{24\text{ヶ月}-Aに含まれる月数}{Bに含まれる月数}$$

Ａ・・・・・・・当期事業開始日の直前２年の間に開始する各事業年度
Ｂ・・・・・・・Ａにおける最初の事業年度の直前の事業年度

直前３年の場合

$$（Aにおける完成工事高の合計額）＋（Bにおける完成工事高）\times\frac{36\text{ヶ月}-Aに含まれる月数}{Bに含まれる月数}$$

Ａ・・・・・・・当期事業年度開始日の直前３年の間に開始する各事業年度
Ｂ・・・・・・・Ａにおける最初の事業年度の直前の事業年度

(6) 項番 33「その他工事」

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入します。

(7) 項番 34「合計」

項番 32 及び 33 に記入した完成工事高の合計を記入します。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入します。

この表は審査対象建設業に係る表 14 のコード表中の工事の種類４つごとに作成します。

この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入します。

また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入します。

なお、記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示します。

(8) 完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ（振替）について

以下のような場合に完成工事高の業種間積み上げ（振替）ができます。

なお、業種間積み上げ（振替）を行う場合は、工事種類別完成工事高付表（別記様式第１号）に振替前、振替後の完成工事高を記入し提出してください。

なお、業種間積み上げ（振替）を行った場合、振替元の業種を審査対象業種とすることはできませんので、注意が必要です。

ア　審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

表 16　具体的な一式工事業への振替が可能な専門工事業の例

| 振替先の一式工事 | | 振替元の専門工事 |
|---|---|---|
| 土木一式工事業 | ← | とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設、解体 |
| 建築一式工事業 | ← | 大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体 |

イ　審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

表 17　振替が可能な専門工事の例

| | | |
|---|---|---|
| 電気 | ⇔ | 電気通信 |
| 管 | ⇔ | 熱絶縁 |
| 管 | ⇔ | 水道施設 |
| とび・土工・コンクリート | ⇔ | 石 |
| とび・土工・コンクリート | ⇔ | 造園 |

ウ　業種間積み上げ（振替）の際の注意点

（ア）振り替える業種と振り替えられる業種の両方で建設業の許可が必要です。

（イ）ひとつの契約の一部だけを積み上げることはできません。

（ウ）振り替えた業種は、その事業年度において審査対象になりません。

# 5　技術職員名簿【別紙二】（項番 81～82）記載例

別紙二

（用紙Ａ４）

| 2 | 0 | 0 | 0 | 5 |
|---|---|---|---|---|

右詰めで記入し、空位のカラムには「0」を記入する。

審査対象年内に新規に技術職員となった者について、○印を記入する。

## 技　術　職　員　名　簿

頁　　数 8 1　項番 0 0 1　頁

「有資格区分コード」はP26を参照し記入す

| 通番 | 新規掲載者 | 氏　　名 | 生　年　月　日 | 審査基準日現在の満年齢 | | | 業種コード | | 有資格区分コード | | | 講習受講 | 業種コード | | 有資格区分コード | | | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 | CPD単位取得数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | 北海道　一郎 | 昭和28年12月19日 | 64 | 8 | 2 | 0 | 5 | 2 | 1 | 4 | 2 | 1 | 3 | 2 | 1 | 4 | 2 | | 5 |
| 2 | ○ | 北海道　二郎 | 昭和31年9月13日 | 61 | 8 | 2 | 0 | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | ○○○○○○○○○○ | 30 |
| 3 | | 北海道　三子 | 昭和60年2月28日 | 33 | 8 | 2 | 0 | 5 | 2 | 1 | 4 | 2 | | | | | | | | 15 |
| 4 | | 北海道　四郎 | 昭和61年10月23日 | 31 | 8 | 2 | 0 | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | | 25 |
| 5 | | 北海道　五郎 | 昭和58年6月2日 | 34 | 8 | 2 | 0 | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | ○○○○○○○○○○ | 20 |
| 6 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | | |

申請する業種について監理技術者資格者証の交付を受けている場合は番号を記入する。

一人の技術者を同じ業種に2回申請することはできません。

講習受講に「1」を記入するためには、申請する業種について以下の条件をすべて満たす必要があります。1つでもあてはまらなければ「2」を記入する。
①建設業法第15条第2号イに該当する者であること。
（経営事項審査で一級技術者とみなされる者）
②建設業法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けていること。
③建設業法第26条の4から6までの規定により、国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講していること。

取得したCPD単位を表19の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数字を記入する。（小数点以下切り捨て）
※1人30単位を上限とする。

６　技術職員名簿【別紙二】（項番 81～82）　記載要領

この名簿は、項番 04「審査基準日」において在籍する技術職員※（規則第 18 条の３第２項第１号から第３号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成します。

なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２業種までです。

また、一人の技術者を同一業種に２回申請することはできません（前のページ通番４の記載しない例）。

※在籍する技術職員：審査基準日時点で６ヶ月を超える恒常的雇用関係を有している職員

(1) 項番 81「頁数」

頁番号を記入します。

なお、空位のカラムに「０」を記入します。

（例）３枚目の技術職員名簿→ 0 0 3 ／12 枚目の技術職員名簿→ 0 1 2

(2) 「新規掲載者」

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、〇印を記入します。

なお、前回申請時に記載はなかったとしても、技術職員として加点対象の要件を満たしたのが審査対象年内ではない場合には、新規掲載者とはなりません。

(3) 「審査基準日現在の満年齢」

当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入します。

(4) 「業種コード」

経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入します。

**表 18　技術職員名簿における業種コード一覧**

| コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 |
|---|---|---|---|---|---|
| 01 | 土木工事業 | 11 | 鋼構造物工事業 | 21 | 熱絶縁工事業 |
| 02 | 建築工事業 | 12 | 鉄筋工事業 | 22 | 電気通信工事業 |
| 03 | 大工工事業 | 13 | 舗装工事業 | 23 | 造園工事業 |
| 04 | 左官工事業 | 14 | しゆんせつ工事業 | 24 | さく井工事業 |
| 05 | とび・土工工事業 | 15 | 板金工事業 | 25 | 建具工事業 |
| 06 | 石工事業 | 16 | ガラス工事業 | 26 | 水道施設工事業 |
| 07 | 屋根工事業 | 17 | 塗装工事業 | 27 | 消防施設工事業 |
| 08 | 電気工事業 | 18 | 防水工事業 | 28 | 清掃施設工事業 |
| 09 | 管工事業 | 19 | 内装仕上工事業 | 29 | 解体工事業 |
| 10 | タイル・れんが・ブロック工事業 | 20 | 機械器具設置工事業 | | |

(5) 「有資格区分コード」

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて有資格コード一覧（Ｐ27 表 19-1 またはＰ28 表 19-2 及びＰ29 表 20 の認定評価能力基準と当該各基準に対応する建設業）の分類に従い、該当するコードを記入します。

(6) 「講習受講」

建設業法（以下「法」という。）第 15 条第２号イに該当する者が、項番 82 に記載した業種について、法第 27 条の 18 第１項の規定により審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けているかつ法第 26 条の４から第 26 条の６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入します。

(7) 「監理技術者資格者証交付番号」

申請しようとする業種について、法第 27 条の 18 第１項の規定により審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入します。

(8) 「ＣＰＤ単位取得数」

規則第７条の３第３号若しくは規則第 18 条の３第２項第１号に規定する者又は１級若 しくは２級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から１年以内に取得したＣＰＤ（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数を表 21 の左欄に掲げるＣＰＤ認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数字（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は一人当たり 30 単位を上限とする。）を記入します。（小数点以下切り捨て）

※１人の技術者につき、２以上のＣＰＤ認定団体によって単位が認定されている場合は、いずれか１つのＣＰＤ認定団体において認定された単位をもとにＣＰＤ単位を算出します。

## 表 19－1　有資格区分コード一覧表

（審査基準日が令和５年６月３０日以前の申請で使用する有資格区分コード表）

| コード | 資格区分　〔必要な実務経験年数〕 |
|---|---|
| ００１ | 建設業法第７条第２号イ該当　【指定学科卒業後３又は５年の実務経験】 |
| ００２ | 建設業法第７条第２号ロ該当　【10年の実務経験】 |
| ００３ | 建設業法第15条第２号ハ該当　【同号イと同等以上：大臣認定者】 |
| ００４ | 建設業法第15条第２号ハ該当　【同号ロと同等以上：大臣認定者】 |
| ００５ | 建設業法施行令第28条該当 |
| ０６１ | 地すべり防止工事（※１）〔１年〕 |
| ０４０ | 基礎ぐい工事（※２） |
| ０６２ | 建築設備士（※３）〔１年〕 |
| ０６３ | 一級計装士（※４）〔１年〕 |
| ０６０ | 解体工事施工士（※５） |
| ０６４ | 基幹技能者 |
| ７０３ | レベル３技能者（能力評価制度）（※６） |
| ７０４ | レベル４技能者（能力評価制度）（※６） |
| ０９９ | その他 |
| | 建設業法（技術検定） |
| １１１ | １級建設機械施工管理技士 |
| ２１２ | ２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種） |
| １１３ | １級土木施工管理技士 |
| ２１４ | ２級土木施工管理技士（土木） |
| ２１５ | ２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） |
| ２１６ | ２級土木施工管理技士（薬液注入） |
| １２０ | １級建築施工管理技士 |
| ２２１ | ２級建築施工管理技士（建築） |
| ２２２ | ２級建築施工管理技士（躯体） |
| ２２３ | ２級建築施工管理技士（仕上げ） |
| １２７ | １級電気工事施工管理技士 |
| ２２８ | ２級電気工事施工管理技士 |
| １２９ | １級管工事施工管理技士 |
| ２３０ | ２級管工事施工管理技士 |
| １３１ | １級電気通信工事施工管理技士 |
| ２３２ | ２級電気通信工事施工管理技士 |
| １３３ | １級造園施工管理技士 |
| ２３４ | ２級造園施工管理技士 |
| | 建築士法 |
| １３７ | １級建築士 |
| ２３８ | ２級建築士 |
| ２３９ | 木造建築士 |
| | 技術士法 |
| １４１ | 建設 ・ 総合技術監理（建設） |
| １４２ | 建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」） |
| １４３ | 農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」） |
| １４４ | 電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子） |
| １４５ | 機械 ・ 総合技術監理 （機械） |
| １４６ | 機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 （機械 「流体工学」又は「熱工学」） |
| １４７ | 上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道） |
| １４８ | 上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 （上下水道 「上水道及び工業用水道」） |
| １４９ | 水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」） |
| １５０ | 森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」） |
| １５１ | 森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」） |
| １５２ | 衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学） |
| １５３ | 衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「水質管理」） |
| １５４ | 衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「廃棄物管理」） |
| | 電気工事士法 |
| １５５ | 第１種電気工事士 |
| ２５６ | 第２種電気工事士〔３年〕 |
| | 電気事業法 |
| ２５８ | 電気主任技術者　（第１種～第３種）〔５年〕 |
| | 電気通信事業法 |
| ２５９ | 電気通信主任技術者〔５年〕 |
| | 水道法 |
| ２６５ | 給水装置工事主任技術者〔１年〕 |
| | 消防法 |
| １６８ | 甲種 消防設備士 |
| １６９ | 乙種 消防設備士 |

| コード | 資格区分　〔必要な実務経験年数〕 |
|---|---|
| | 職業能力開発促進法 |
| １７１ | 建築大工　（１級） |
| ２７１ | 建築大工　（２級）〔３年〕 |
| １６４ | 型枠施工　（１級） |
| ２６４ | 型枠施工　（２級）〔３年〕 |
| １７２ | 左官　（１級） |
| ２７２ | 左官　（２級）〔３年〕 |
| １５７ | とび・とび工（１級） |
| ２５７ | とび・とび工（２級）〔３年〕 |
| １７３ | コンクリート圧送施工（１級） |
| ２７３ | コンクリート圧送施工（２級）〔３年〕 |
| １６６ | ウェルポイント施工　（１級） |
| ２６６ | ウェルポイント施工　（２級）〔３年〕 |
| １７４ | 冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管　（１級） |
| ２７４ | 冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管　（２級）〔３年〕 |
| １７５ | 給排水衛生設備配管　（１級） |
| ２７５ | 給排水衛生設備配管　（２級）〔３年〕 |
| １７６ | 配管・配管工　（１級） |
| ２７６ | 配管・配管工　（２級）〔３年〕 |
| １７０ | 建築板金「ダクト板金作業」 |
| ２７０ | 建築板金「ダクト板金作業」　（２級）〔３年〕 |
| １７７ | タイル張り・タイル張り工　（１級） |
| ２７７ | タイル張り・タイル張り工　（２級）〔３年〕 |
| １７８ | 築炉・築炉工　（１級） |
| ２７８ | 築炉・築炉工　（２級）〔３年〕 |
| １７９ | ブロック建築・ブロック建築工（１級） |
| ２７９ | ブロック建築・ブロック建築工　（２級）〔３年〕 |
| １８０ | 石工・石材施工・石積み　（１級） |
| ２８０ | 石工・石材施工・石積み　（２級）〔３年〕 |
| １８１ | 鉄工・製罐　（１級） |
| ２８１ | 鉄工・製罐　（２級）〔３年〕 |
| １８２ | 鉄筋組立て・鉄筋施工　（１級） |
| ２８２ | 鉄筋組立て・鉄筋施工　（２級）〔３年〕 |
| １８３ | 工場板金　（１級） |
| ２８３ | 工場板金　（２級）〔３年〕 |
| １８４ | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級） |
| ２８４ | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（２級）〔３年〕 |
| １８５ | 板金・板金工・打出し板金　（１級） |
| ２８５ | 板金・板金工・打出し板金　（２級）〔３年〕 |
| １８６ | かわらぶき　（１級） |
| ２８６ | かわらぶき　（２級）〔３年〕 |
| １８７ | ガラス施工　（１級） |
| ２８７ | ガラス施工　（２級）〔３年〕 |
| １８８ | 塗装・木工塗装・木工塗装工　（１級） |
| ２８８ | 塗装・木工塗装・木工塗装工　（２級）〔３年〕 |
| １８９ | 建築塗装・建築塗装工　（１級） |
| ２８９ | 建築塗装・建築塗装工　（２級）〔３年〕 |
| １９０ | 金属塗装・金属塗装工　（１級） |
| ２９０ | 金属塗装・金属塗装工　（２級）〔３年〕 |
| １９１ | 噴霧塗装　（１級） |
| ２９１ | 噴霧塗装　（２級）〔３年〕 |
| １６７ | 路面標示施工 |
| １９２ | 畳製作 ・ 畳工　（１級） |
| ２９２ | 畳製作 ・ 畳工　（２級）〔３年〕 |
| １９３ | 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（１級） |
| ２９３ | 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（２級）〔３年〕 |
| １９４ | 熱絶縁施工　（１級） |
| ２９４ | 熱絶縁施工　（２級）〔３年〕 |
| １９５ | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級） |
| ２９５ | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）〔３年〕 |
| １９６ | 造園　（１級） |
| ２９６ | 造園　（２級）〔３年〕 |
| １９７ | 防水施工　（１級） |
| ２９７ | 防水施工　（２級）〔３年〕 |
| １９８ | さく井　（１級） |
| ２９８ | さく井　（２級）〔３年〕 |

※１　（一社）斜面防災対策技術協会が実施するものに限る。
※２　（一社）日本基礎建設協会及び（一社）法怖じんコンクリートパイル建設技術協会が実施するものに限る。
※３　建築士法第２条第５号に規定する国土交通省が定める資格を言う。
※４　（一社）日本計装工業会が実施するものに限る。
※５　（公社）全国解体工事業団体連合会が実施するものに限る。
※６　能力評価制度で評価を受けた職種に応じて、申請できる業種は、表18をご確認ください。

## 表 19−2　有資格区分コード一覧表

（審査基準日が令和５年７月１日以降の申請で使用する有資格区分コード表）

| コード | 資格区分　〔必要な実務経験年数〕 |
|---|---|
| ００１ | 建設業法第７条第２号イ該当　【指定学科卒業後３又は５年の実務経験】 |
| ００２ | 建設業法第７条第２号ロ該当　【１０年の実務経験】 |
| ００３ | 建設業法第１５条第２号ハ該当　【同号イと同等以上：大臣認定者】 |
| ００４ | 建設業法第１５条第２号ハ該当　【同号ロと同等以上：大臣認定者】 |
| ００５ | 建設業法施行令第28条該当 |
| ０６１ | 地すべり防止工事（※１）　〔1年〕 |
| ０４０ | 基礎ぐい工事（※２） |
| ０６２ | 建築設備士（※３）　〔1年〕 |
| ０６３ | 一級計装士（※４）　〔1年〕 |
| ０６０ | 解体工事施工士（※５） |
| ０６４ | 基幹技能者 |
| ７０３ | レベル３技能者（能力評価制度）（※６） |
| ７０４ | レベル４技能者（能力評価制度）（※６） |
| ０９９ | その他 |
| | 建設業法（技術検定） |
| １１１ | １級建設機械施工管理技士 |
| １１Ｆ | １級建設機械施工管理技士補 |
| ２１２ | ２級建設機械施工管理技士（第１種～第６種） |
| ２１Ｇ | ２級建設機械施工管理技士補（第１種～第６種） |
| １１３ | １級土木施工管理技士　〔左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、防水、熱絶縁、さく井、清掃施設工事業の場合3年〕 |
| １１Ｈ | １級土木施工管理技士補　〔３年〕 |
| ２１４ | ２級土木施工管理技士(土木)　〔左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、塗装、防水、熱絶縁、さく井、清掃施設工事業の場合5年〕 |
| ２１Ｊ | ２級土木施工管理技士補(土木)　〔5年〕 |
| ２１５ | ２級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)　〔塗装工事以外の対象業種の場合5年〕 |
| ２１Ｋ | ２級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)　〔5年〕 |
| ２１６ | ２級土木施工管理技士(薬液注入)〔とび・土工以外の対象業種の場合5年〕 |
| ２１Ｌ | ２級土木施工管理技士補(薬液注入)　〔5年〕 |
| １２０ | １級建築施工管理技士　〔機械器具設置、水道・消防・清掃施設工事の場合３年〕 |
| １２Ｃ | １級建築施工管理技士補　〔３年〕 |
| ２２１ | ２級建築施工管理技士(建築)　〔建築一式、解体工事以外の対象業種の場合5年〕 |
| ２２２ | ２級建築施工管理技士(躯体)　〔左官、石、屋根、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、建具、水道・消防・清掃施設工事の場合5年〕 |
| ２２３ | ２級建築施工管理技士(仕上げ)　〔とび・土工、鉄筋、機械器具設置、水道・消防・清掃施設、解体工事業の場合5年〕 |
| ２２Ｄ | ２級建築施工管理技士補　〔5年〕 |
| １２７ | １級電気工事施工管理技士　〔電気工事以外の対象業種の場合３年〕 |
| １２Ｅ | １級電気工事施工管理技士補　〔３年〕 |
| ２２８ | ２級電気工事施工管理技士　〔電気工事以外の対象業種の場合５年〕 |
| ２２Ｆ | ２級電気工事施工管理技士補　〔5年〕 |
| １２９ | １級管工事施工管理技士　〔管工事以外の対象業種の場合３年〕 |
| １２Ｇ | １級管工事施工管理技士補　〔３年〕 |
| ２３０ | ２級管工事施工管理技士　〔管工事以外の対象業種の場合5年〕 |
| ２３Ａ | ２級管工事施工管理技士補　〔5年〕 |
| １３１ | １級電気通信工事施工管理技士 |
| １３Ｂ | １級電気通信工事施工管理技士補 |
| ２３２ | ２級電気通信工事施工管理技士 |
| ２３Ｃ | ２級電気通信工事施工管理技士補 |
| １３３ | １級造園施工管理技士　〔造園工事以外の対象業種の場合３年〕 |
| １３Ｄ | １級造園施工管理技士補　〔３年〕 |
| ２３４ | ２級造園施工管理技士　〔造園工事以外の対象業種の場合5年〕 |
| ２３Ｅ | ２級造園施工管理技士補　〔5年〕 |
| | 建築士法 |
| １３７ | １級建築士 |
| ２３８ | ２級建築士 |
| ２３９ | 木造建築士 |
| | 技術士法 |
| １４１ | 建設　・　総合技術監理（建設） |
| １４２ | 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） |
| １４３ | 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」） |
| １４４ | 電気電子　・　総合技術監理（電気電子） |
| １４５ | 機械　・　総合技術監理（機械） |
| １４６ | 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」） |
| １４７ | 上下水道　・　総合技術監理（上下水道） |
| １４８ | 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」） |
| １４９ | 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」） |
| １５０ | 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」） |
| １５１ | 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」） |
| １５２ | 衛生工学　・　総合技術監理（衛生工学） |
| １５３ | 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」） |
| １５４ | 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」） |
| | 電気工事士法 |
| １５５ | 第１種電気工事士 |
| ２５６ | 第２種電気工事士　〔3年〕 |

| コード | 資格区分　〔必要な実務経験年数〕 |
|---|---|
| | 電気事業法 |
| ２５８ | 電気主任技術者（第１種～第３種）　〔5年〕 |
| | 電気通信事業法 |
| ２５９ | 電気通信主任技術者　〔5年〕 |
| ２３５ | 工事担任者　〔３年〕 |
| | 水道法 |
| ２６５ | 給水装置工事主任技術者　〔1年〕 |
| | 消防法 |
| １６８ | 甲種 消防設備士 |
| １６９ | 乙種 消防設備士 |
| | 職業能力開発促進法 |
| １７１ | 建築大工　（１級） |
| ２７１ | 建築大工　（２級）　〔3年〕 |
| １６４ | 型枠施工　（１級） |
| ２６４ | 型枠施工　（２級）　〔3年〕 |
| １７２ | 左官　（１級） |
| ２７２ | 左官　（２級）　〔3年〕 |
| １５７ | とび・とび工（１級） |
| ２５７ | とび・とび工（２級）　〔3年〕 |
| １７３ | コンクリート圧送施工（１級） |
| ２７３ | コンクリート圧送施工（２級）　〔3年〕 |
| １６６ | ウェルポイント施工　（１級） |
| ２６６ | ウェルポイント施工　（２級）　〔3年〕 |
| １７４ | 冷凍空気調和機器施工　・　空気調和設備配管　（１級） |
| ２７４ | 冷凍空気調和機器施工　・　空気調和設備配管　（２級）　〔3年〕 |
| １７５ | 給排水衛生設備配管　（１級） |
| ２７５ | 給排水衛生設備配管　（２級）　〔3年〕 |
| １７６ | 配管・配管工　（１級） |
| ２７６ | 配管・配管工　（２級）　〔3年〕 |
| １７０ | 建築板金「ダクト板金作業」 |
| ２７０ | 建築板金「ダクト板金作業」　（２級）　〔3年〕 |
| １７７ | タイル張り・タイル張り工　（１級） |
| ２７７ | タイル張り・タイル張り工　（２級）　〔3年〕 |
| １７８ | 築炉・築炉工　（１級） |
| ２７８ | 築炉・築炉工　（２級）　〔3年〕 |
| １７９ | ブロック建築・ブロック建築工（１級） |
| ２７９ | ブロック建築・ブロック建築工（２級）　〔3年〕 |
| １８０ | 石工・石材施工・石積み　（１級） |
| ２８０ | 石工・石材施工・石積み　（２級）　〔3年〕 |
| １８１ | 鉄工・製罐　（１級） |
| ２８１ | 鉄工・製罐　（２級）　〔3年〕 |
| １８２ | 鉄筋組立て・鉄筋施工　（１級） |
| ２８２ | 鉄筋組立て・鉄筋施工　（２級）　〔3年〕 |
| １８３ | 工場板金　（１級） |
| ２８３ | 工場板金　（２級）　〔3年〕 |
| １８４ | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級） |
| ２８４ | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（２級）　〔3年〕 |
| １８５ | 板金・板金工・打出し板金　（１級） |
| ２８５ | 板金・板金工・打出し板金　（２級）　〔3年〕 |
| １８６ | かわらぶき　（１級） |
| ２８６ | かわらぶき　（２級）　〔3年〕 |
| １８７ | ガラス施工　（１級） |
| ２８７ | ガラス施工　（２級）　〔3年〕 |
| １８８ | 塗装・木工塗装・木工塗装工　（１級） |
| ２８８ | 塗装・木工塗装・木工塗装工　（２級）　〔3年〕 |
| １８９ | 建築塗装・建築塗装工　（１級） |
| ２８９ | 建築塗装・建築塗装工　（２級）　〔3年〕 |
| １９０ | 金属塗装・金属塗装工　（１級） |
| ２９０ | 金属塗装・金属塗装工　（２級）　〔3年〕 |
| １９１ | 噴霧塗装　（１級） |
| ２９１ | 噴霧塗装　（２級）　〔3年〕 |
| １６７ | 路面標示施工 |
| １９２ | 畳製作　・　畳工　（１級） |
| ２９２ | 畳製作　・　畳工　（２級）　〔3年〕 |
| １９３ | 内装仕上げ施工　・　カーテン施工　・　天井仕上げ施工　・　床仕上げ施工　・　表装　・　表具　・　表具工（１級） |
| ２９３ | 内装仕上げ施工　・　カーテン施工　・　天井仕上げ施工　・　床仕上げ施工　・　表装　・　表具　・　表具工（２級）　〔3年〕 |
| １９４ | 熱絶縁施工　（１級） |
| ２９４ | 熱絶縁施工　（２級）　〔3年〕 |
| １９５ | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級） |
| ２９５ | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）　〔3年〕 |
| １９６ | 造園　（１級） |
| ２９６ | 造園　（２級）　〔3年〕 |
| １９７ | 防水施工　（１級） |
| ２９７ | 防水施工　（２級）　〔3年〕 |
| １９８ | さく井　（１級） |
| ２９８ | さく井　（２級）　〔3年〕 |

※１：（一社）斜面防災対策技術協会が実施するものに限る。
※２：（一社）日本基礎建設協会及び（一社）法怖じんコンクリートパイル建設技術協会が実施するものに限る。
※３：建築士法第2条第5号に規定する国土交通省が定める資格を言う。
※４：（一社）日本計装工業会が実施するものに限る。
※５：（公社）全国解体工事業団体連合会が実施するものに限る。
※６：能力評価制度で評価を受けた職種に応じて、申請できる業種は、表20をご確認ください。

技術職員数値の算出における、レベル４技能者又はレベル３技能者の技能の区分の取り扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類いずれかに計上するものとします。

**表 20　認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業**

| | |
|---|---|
| 電気工事技能者能力評価基準 | 電気、電気通信 |
| 橋梁技能者能力評価基準 | とび・土工、鋼構造物 |
| 造園技能者能力評価基準 | 造園 |
| コンクリート圧送技能者能力評価基準 | とび・土工 |
| 防水施工技能者能力評価基準 | 防水 |
| トンネル技能者能力評価基準 | とび・土工、土木 |
| 建設塗装技能者能力評価基準 | 塗装 |
| 左官技能者能力評価基準 | 左官 |
| 機械土工技能者能力評価基準 | とび・土工、土木 |
| 海上起重技能者能力評価基準 | しゆんせつ、土木 |
| PC技能者能力評価基準 | とび・土工、鉄筋、土木 |
| 鉄筋技能者能力評価基準 | 鉄筋 |
| 圧接技能者能力評価基準 | 鉄筋 |
| 型枠技能者能力評価基準 | 大工 |
| 配管技能者能力評価基準 | 管 |
| とび技能者能力評価基準 | とび・土工 |
| 切断穿孔技能者能力評価制度 | とび・土工 |
| 内装仕上技能者能力評価制度 | 内装仕上 |
| サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準 | 建具 |
| エクステリア技能者能力評価基準 | とび・土工、石、タイル、れんが・ブロツク |
| 建築板金技能者能力評価基準 | 屋根、板金 |
| 外壁仕上技能者能力評価基準 | 左官、塗装、防水 |
| ダクト技能者能力評価基準 | 管 |
| 保温保冷技能者能力評価基準 | 熱絶体 |
| クラウト技能者能力評価基準 | とび・土工 |
| 冷凍空調技能者能力評価基準 | 管 |
| 運動施設技能者能力評価基準 | とび・土工、造園、舗装、土木 |
| 基礎ぐい工事技能者能力評価基準 | とび・土工 |
| タイル張り技能者能力評価基準 | タイル・レンガ・ブロツク |
| 道路標識・路面標示技能者能力評価基準 | とび・土工、塗装 |
| 消防施設技能者能力評価基準 | 消防施設 |
| 建築大工技能者能力評価基準 | 大工 |
| 硝子工事技能者能力評価基準 | ガラス |
| ＡＬＣ技能者能力評価基準 | タイル・レンガ・ブロツク |
| 土工技能者能力評価基準 | とび・土工 |

**表 21　ＣＰＤ認定団体**

| 認定団体の名称 | 数値 |
|---|---|
| 公益社団法人空気調和・衛生工学会 | 50 |
| 一般財団法人建設業振興基金 | 12 |
| 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 | 50 |
| 一般社団法人交通工学研究会 | 50 |
| 公益社団法人地盤工学会 | 50 |
| 公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター | 20 |
| 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 | 50 |
| 一般社団法人全国測量設計業協会連合会 | 20 |
| 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 | 20 |
| 一般社団法人全日本建設技術協会 | 25 |
| 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 50 |
| 公益社団法人土木学会 | 50 |
| 一般社団法人日本環境アセスメント協会 | 50 |
| 公益社団法人日本技士会 | 50 |
| 公益社団法人日本建築士会連合会 | 12 |
| 公益社団法人日本造園学会 | 50 |
| 公益社団法人日本都市計画学会 | 50 |
| 公益社団法人農業農村工学会 | 50 |
| 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 | 12 |
| 公益社団法人建築家協会 | 12 |
| 一般社団法人日本建設業連合会 | 12 |
| 一般社団法人日本建築学会 | 12 |
| 一般社団法人建築設備技術者協会 | 12 |
| 一般社団法人電気設備学会 | 12 |
| 一般社団法人日本設備設計事務所協会 | 12 |
| 公益財団法人建築技術教育普及センター | 12 |
| 一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 12 |

# 7　その他の審査項目【別紙三】記載例（項番 41～67）

別紙三

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 4

## その他の審査項目（社会性等）

### 労働福祉の状況

| 項番 | | |
|---|---|---|
| 雇用保険加入の有無 | 41 | 1 〔1.有、2.無、3.適用除外 〕 |
| 健康保険加入の有無 | 42 | 1 〔1.有、2.無、3.適用除外 〕 |
| 厚生年金保険加入の有無 | 43 | 1 〔1.有、2.無、3.適用除外 〕 |
| 建設業退職金共済制度加入の有無 | 44 | 1 〔1.有、2.無 〕 |
| 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 | 45 | 1 〔1.有、2.無 〕 |
| 法定外労働災害補償制度加入の有無 | 46 | 1 〔1.有、2.無 〕 |
| 若年技術職員の継続的な育成及び確保 | 47 | 1 〔1.該当、2.非該当 〕 |
| 新規若年技術職員の育成及び確保 | 48 | 2 〔1.該当、2.非該当 〕 |
| CPD単位取得数 | 49 | 60（単位） |
| 技術者数 | | 3（人） |
| 技能レベル向上者数 | 50 | 0（人） |
| 技能者数 | | 0（人） |
| 控除対象者数 | | 0（人） |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 | 51 | 1 〔1.えるぼし認定（１段階目）、2.えるぼし認定（２段階目）、3. えるぼし認定（３段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5.非該当 〕 |
| 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 | 52 | 2 〔1.くるみん認定、2. トライくるみん認定、3．プラチナくるみん認定、4．非該当〕 |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 | 53 | 2 〔1.ユースエール認定、2.非該当 〕 |
| 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 | 54 | 2 〔1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3．非該〕 |

技術職員名簿【別紙二】及びCPD単位を取得した技術職員名簿【様式第4号】に記載するCPD単位の合計と一致する。
※1人あたり30単位を上限とする。

15%以上は項番47に「1」を記入する。

| 技術職員数（Ａ） | 若年技術職員数（Ｂ） | 若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ） |
|---|---|---|
| 3（人） | 1（人） | 33.3（%） |

1%以上は項番48に「1」を記入する。

| 新規若年技術職員数（Ｃ） | 新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ） |
|---|---|
| 0（人） | 0.0（%） |

### 建設業の営業継続の状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| 営業年数 | 55 | 14（年） | |
| 民事再生法又は会社更生法の適用の有無 | 56 | 2 〔1.有、2.無 〕 | |

| 初めて許可（登録）を受けた年月日 | 休業等期間 | 備考（組織変更等） |
|---|---|---|
| 昭和 20年 1月 5日 | 年 か月 | |

| 再生手続又は更生手続開始決定日 | 再生計画又は更生計画認可日 | 再生手続又は更生手続終結決定日 |
|---|---|---|
| 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 |

### 防災活動への貢献の状況

| | | |
|---|---|---|
| 防災協定の締結の有無 | 57 | 1 〔1.有、2.無 〕 |

### 法令遵守の状況

| | | |
|---|---|---|
| 営業停止処分の有無 | 58 | 2 〔1.有、2.無 〕 |
| 指示処分の有無 | 59 | 2 〔1.有、2.無 〕 |

### 建設業の経理の状況

| | | |
|---|---|---|
| 監査の受審状況 | 60 | 2 〔1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無 〕 |
| 公認会計士等の数 | 61 | 0（人） |
| 二級登録経理試験合格者の数 | 62 | 0（人） |

### 研究開発の状況

| | | | 審査対象事業年度 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 |
|---|---|---|---|---|
| 研究開発費（２期平均） | 63 | 0（千円） | （千円） | （千円） |

### 建設機械の保有状況

| | | |
|---|---|---|
| 建設機械の所有及びリース台数 | 64 | 2（台） |

### 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

| | | |
|---|---|---|
| エコアクション２１の認証の有無 | 65 | 2 〔1.有、2.無 〕 |
| ＩＳＯ９００１の登録の有無 | 66 | 2 〔1.有、2.無 〕 |
| ＩＳＯ１４００１の登録の有無 | 67 | 1 〔1.有、2.無 〕 |

## ８　その他の審査項目【別紙三】（項番 41～67）記載要領

(1) 数字を記入するときは □ □ 1 2 のように右詰めで記入します。
なお、空位のカラムに「0」は記入しないでください。
（例）○ □ 1 2 年　　○ □ □ □ 3 人
×　0 1 2 年　　×　0 0 0 3 人

(2) 項番 41「雇用保険加入の有無」
その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が１人もいない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入します。

(3) 項番 42「健康保険加入の有無」
従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、国民健康保険組合（建設国保等）に加入している場合又は従業員が４人以下である個人事業主である場合の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入します。

(4) 項番 43「厚生年金保険加入の有無」
従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入します。

(5) 項番 44「建設業退職金共済制度加入の有無」
審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入します。
なお、特定業種退職金共済契約は締結していても、適切に契約が履行されていない等の理由により、建設業退職金共済事業加入・履行証明書が提出できない場合は「２」を記載します。

(6) 項番 45「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」
審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入します。

ア　労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

イ　勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

ウ　所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

エ　厚生年金基金が設立されていること。

オ　法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

カ　確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
キ　確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)に規定する企業型年金が導入されていること。

(7) 項番 46「法定外労働災害補償制度加入の有無」

審査基準日において、(公財）建設業福祉共済団、(一社）建設業労災互助会、(一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の２第１項の規定により設立の認可を受けた者であって同法第９条の６の２第１項の規定による認可を受けた共済規定に基づき共済事業を行うもの又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入します。

なお、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度に加入していなければ「１」となりません。

ア　業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。

イ　直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人全て）の直接の使用関係にある職員の全てを対象とすること。(パート・アルバイトも含む)

ウ　原則として死亡及び労働者災害補償保険の障害等級第１級から第７級までに係わる災害の全てを対象とすること。

エ　ア～ウの補償内容で共同企業体及び海外工事を除く全工事を補償するもの。
※記名式のものや作業員数の上限があるものは認めません。

(8) 項番 47「若年技術職員の継続的な育成及び確保」

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15%以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入します。

また、「技術職員数」の欄には技術職員名簿【別紙二】に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を記入します。

そして、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を項番 19「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、小数点第二位以下切り捨てで記入します。

(9) 項番 48「新規若年技術職員の育成及び確保」

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員　となった人数が技術職員の人数の合計の１%以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入します。

また、「新規若年技術職員数」の欄には、技術職員名簿【別紙二】に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に〇が付され、審査基準日において満 35 歳未満のものの人数を記入します。

そして、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を項番 19「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、小数点第二位以下切り捨てで記入します。

⑽ 項番 49「ＣＰＤ単位取得数」

「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前１年のうちに取得したＣＰＤの単位数を表 19 の左欄に掲げるＣＰＤ認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30 を乗じた数字（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は１人当たり 30 単位を上限とする。）を記入します。（小数点以下切り捨て）

※１人の技術者につき、２以上のＣＰＤ認定団体によって単位が認定されている場合は、いずれか１つのＣＰＤ認定団体において認定された単位をもとにＣＰＤ単位を算出します。

また、「技術者数」の欄は、規則第 18 条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一次検定に合格した者（規則第 18 条の３第２項第１号に規定される者に該当する者を除く。）であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数を記入します。

なお、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって技術職員名簿【別紙二】に記載のない職員がＣＰＤ単位を取得している場合は、ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿【様式第４号】の添付が必要となります。

⑾ 項番 50「技能レベル向上者数」

「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前３年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の３年前の日において受けている評価の区分より１以上上位であつた技能者の数を記入します。

また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前３年のうちに建設工事の施工に従事した者であって規則第 14 条の２第２号チ又は同条第４号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入します。

そして、「控除対象者」欄は、審査基準日の３年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記入します。

なお、技能者がいる場合は、技能者名簿【様式第５号】の添付が必要となります。

⑿ 項番 51「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」

審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定（第１段階）」を取得している場合は「１」を、「えるぼし認定（第２段階）」を取得している場合は「２」を、「えるぼし認定（第３段階）」を取得している場合は「３」を、「プラチナえるぼし認定」を取得している場合は「４」を、いずれの認定も取得していない場合は「５」を記入します。

⒀ 項番 52「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」

審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得している場合は「１」を、「トライくるみん認定）」を取得している場合は「２」を、「プラチナくるみん認定」を取得している場合は「３」を、いずれの認定も取得していない場合は「４」を記入します。

⑭ 項番 53「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」

審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく「ユースエール認定」を取得している場合は「１」を、いずれの認定も取得していない場合は「２」を記入します。

⑮ 項番 54「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

審査基準日以前１年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「１」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「２」を、いずれにも該当しない場合は「３」を記入します。

（審査基準日が令和５年８月１４日以降の申請のみ加点対象とする。）

⑯ 項番 55「営業年数」

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除きます。ただし、平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除きます。）を記入し、表内の年号については不要のものを消します。

⑰ 項番 56「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

平成 23 年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「２」を、その他の場合は「１」を記入します。

⑱ 項番 57「防災協定の締結の有無」

審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入します。

⑲ 項番 58「営業停止処分の有無」

審査対象年において、法第 28 条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入します。

⑳ 項番 59 「指示処分の有無」

審査対象年において、法第 28 条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入します。

⑵1 項番 60「監査の受審状況」

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「１」を、会計参与の設置を行っている場合は「２」を、規則第 18 条の３第３項２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの又は規則第 18 条の３第３項第２号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入します。

⑵2 項番 61「公認会計士等の数」

審査基準日における建設業に従事する職員のうち、規則第 18 条の３第３項第２号イに　該当する者、一級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び規則第 18 条の３第３項第２号ニに該当する者の人数の合計を記入します。

いない場合は「０」を記入します。

※令和５年３月 31 日までの間に限り、平成 29 年３月 31 日までに一級登録経理試験に合格した者は講習を受講していない場合でも計上できます。

⑵3 項番 62「二級登録経理試験合格者の数」

審査基準日における建設業に従事する職員のうち、二級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を超過しないもの又は規則第 18 条の３第３項２号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入します。

いない場合は「０」を記入します。

※令和５年３月 31 日までの間に限り、平成 29 年３月 31 日までに二級登録経理試験に 合格した者は講習を受講していない場合でも計上できます。

⑵4 項番 63「研究開発費（２期平均）」

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入します。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入します。

また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入します。

⑵5 項番 64「建設機械の所有及びリース台数」

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和 29 年政令第 294 号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第１項第４号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第 13 条第３項第 34 号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第７第４号に掲げる締固め用機械及び同表第６号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入します。

**表 21　対象となる建設機械一覧**

| 法令根拠 | 対象となる機械 | 対象要件 | 検査方法 |
|---|---|---|---|
| 安全衛生法施行令 | ショベル系掘削機 | ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの | 特定自主点検 |
| | ブルドーザー | 自重が３トン以上のもの | |
| | トラクターショベル | バケット容量が0.4立方メートル以上のもの | |
| | モーターグレーダー | 自重が５トン以上のもの | |
| | 締固め用機械 | ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー等 | |
| | 解体用機械 | 油圧ブレーカ、空圧ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機等 | |
| | 高所作業用機械 | 作業床の高さが２メートル以上のもの | |
| | 移動式クレーン | つり上げ荷重が３トン以上のもの | 製造時検査又は性能検査 |
| 道路運送車両法 | ダンプ車 | 土砂の運搬が可能な全てのダンプ<br>ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ等 | 自動車検査 |

⑵6 項番 65「エコアクション 21 の認証の有無」

審査基準日において、エコアクション 21 の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、取得されていない場合は「２」を記入します。

⑵7 項番 66「ＩＳＯ９００１の登録の有無」

審査基準日において、国際標準化機構第 9001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入します。

⑵8 項番 67「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」

審査基準日において、国際標準化機構第 14001 号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入します。

## 第４　Ｑ＆Ａ

### １　申請について（Ｐ40～）

【Ｑ１】経営事項審査を受ける必要がありますか。
【Ｑ２】審査基準日はいつになりますか。
【Ｑ３】会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。
【Ｑ４】許可切れや廃業した業種についても経営事項審査を受けられますか。
【Ｑ５】個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。
【Ｑ６】大臣許可又は他県の知事許可から北海道知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか。
【Ｑ７】経営事項審査の結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか。
【Ｑ８】審査基準日から申請日までに取得した許可業種を加えて、経審を受審することができますか。
【Ｑ９】経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。

### ２　完成工事高について（Ｐ42～）

【Q10】建設業の新規許可を受けたばかりで工事実績がないのですが、経営事項審査を受けることはできますか。
【Q11】完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。
【Q12】申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。
【Q13】完成工事高に計上できない売上がありますか。
【Q14】完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。
【Q15】経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。
【Q16】契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。
【Q17】個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事実績を引き継ぐことはできますか。
【Q18】親から個人事業を承継したのですが、工事実績を引き継ぐことはできますか。
【Q19】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。

### ３　技術職員名簿（Ｐ44～）

【Q20】健康保険証に事業所名の記載がない場合、健康保険証のみで確認書類として認められますか。
【Q21】パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。
【Q22】審査基準日時点で恒常的雇用関係が６ヶ月の技術職員は技術職員として認められますか。
【Q23】雇用期間を限定せずに働いていた技術職員（雇用後６ヶ月を超えている）が、審査基準日後すぐに退職してしまった場合、または審査基準日に退職してしまった場合、技術職員として認められますか。
【Q24】建設業経理士について、6 ヶ月を超える雇用が必要ですか。
【Q25】大臣認定で 1 級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では 1 級の技術者の扱いになりますか。
【Q26】出向社員は対象となりますか。
【Q27】最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。
【Q28】複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が 0 人の業種が発生してしまいますが大丈夫ですか。
【Q29】審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいですか。

【Q30】法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経審の対象になりますか。

**４　その他の審査項目（Ｐ46～）**

【Q31】営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。
【Q32】営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか。
【Q33】指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。
【Q34】防災協定とは、災害時のどのような活動を定めてある必要がありますか。
【Q35】ISO 登録証明書について、全ての営業所等が認証範囲として含まれていなければいけないのですか
【Q36】ISO 登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。
【Q37】消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。

**５　その他の留意事項（Ｐ47～）**

【Q38】経営事項審査の申請と決算報告書の提出は、同時にすることができますか。
【Q39】経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。
【Q40】経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。
【Q41】経営事項審査の結果をインターネットで公開されていると聞いたのですが。
【Q42】経営事項審査の手引きはどこかでもらうことはできますか。
【Q43】経営事項審査日の予約は電話でできますか。

## １　申請について

【Ｑ１】経営事項審査を受ける必要がありますか。

【Ａ１】国や県、市町村等が発注する公共工事を直接請け負う場合には、その対象業種について経営事項審査を受けなければなりません。民間工事や下請工事のみを請け負う場合や、公共工事への入札参加を希望しない業種については、経営事項審査を受ける必要はありません。

なお、経営事項審査の有効期間は、審査基準日から１年７ヶ月間です。公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する時点で経営事項審査が有効でなければなりません。公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から１年７ヶ月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目無く継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要となります。

【Ｑ２】審査基準日はいつになりますか。

【Ａ２】通常、審査基準日は申請をする日の直前の営業年度の終了の日（決算日）です。したがって、新たな決算日を迎えてしまうと、前の決算日を審査基準日として経営事項審査を受審することはできません。

（例）決算日…３月 31 日、申請日…令和４年４月 10 日の場合の審査基準日

〇令和４年３月 31 日／×令和３年３月 31 日

ただし、合併時経審等の特殊な経審を受ける場合は、通常の決算日以外を審査基準日として経営事項審査を受けられます。

【Ｑ３】会社設立直後で、決算期が到来していない場合、審査基準日はいつになりますか。

【Ａ３】基本的に個人事業主の場合は創業日（事業開始の日）、法人の場合は設立の日となります。

なお、申請書の項番 06 の記載は「00」ではなく、別紙１の項番 31 の記載も変則的になりますので、建設管理課ホームページからダウンロードできる様式に付属しております記載要領にしたがって記入してください。

【Ｑ４】許可切れや廃業した業種についても経営事項審査を受けられますか。

【Ａ４】申請日時点で許可切れや廃業している業種については、受審できません。

また、許可の更新切れにより失効した時点で有していた経営事項審査も無効となります。この場合、建設業許可を新規で取り直したうえで、再度受審し、新しい結果通知を得る必要があります。

【Ｑ５】個人から法人成りした場合、経営事項審査を受審し直す必要がありますか。

【Ａ５】個人から法人成りした場合、個人の許可が失われると同時に、個人として受審した経営事項審査結果は無効になります。法人成りした後も公共工事を直接請け負う場合は、法人設立日を審査基準日とする経営事項審査を申請する必要があります。

なお、一定の条件を満たす場合は、個人の実績を引き継ぐことができます。詳しくはＱ17、Ｑ18 をご覧ください。

また、法人から個人になる場合には、法人の実績を引継ぐことはできません。

【Ｑ６】大臣許可又は他県の知事許可から北海道知事許可に許可換えを行いました。経営事項審査を受けなおす必要はありますか。

【Ａ６】受けなおす必要はありません。許可換えの場合は、前の許可を本件の許可に移管するものであるため、失効や廃業とは異なり、従前の許可行政庁で受けている経営事項審査結果通知書は、許可換え後も有効です。

【Ｑ７】経営事項審査の結果通知を受け取りましたが、申請内容を変更したくなったため、再度受け直すことは可能ですか。

【Ａ７】申請者側の理由による経審を再度受け直すことは原則できません。経営事項審査は、許可業種の追加をした等の一定の場合を除き、同一の審査基準日に対する審査の受け直しは原則認めていません。

【Ｑ８】審査基準日から申請日までに取得した許可業種を加えて、経審を受審することができますか。

【Ａ８】できます。審査基準日時点で許可を有していなくても、申請日までに許可を有していれば経営事項審査を受けることができます。

【Ｑ９】経営事項審査を受審後に新たに許可業種の追加を行った場合、同じ審査基準日で、あらためて経営事項審査を受けることができますか。

【Ａ９】できます。ただし、すでに受審済みの業種の内容を変更することはできません。

また、審査の受け直しであるため、追加したい業種を含めて審査対象業種の全ての業種数（「受審済みの業種＋追加業種」）の審査手数料を負担していただくことになります。

## ２　完成工事高について

【Ｑ10】建設業の新規許可を受けたばかりで工事実績がないのですが、経営事項審査を受けることはできますか。
【Ａ10】できます。経営事項審査は完成工事高の有無を問わずに受審することが可能です。

【Ｑ11】完成工事高がない業種は経営事項審査を申請できないのでしょうか。
【Ａ11】建設業許可がある業種については、完成工事高がなくても経営事項審査を申請することができます。

【Ｑ12】申請対象ではない業種の完成工事高は、どこに記入すればよいのでしょうか。
【Ａ12】項番 33「その他工事」に記入してください。
　なお、その他工事の完工高は申請書 （別紙一）が複数枚にわたる場合は、最終頁にのみ記入してください。

【Ｑ13】完成工事高に計上できない売上がありますか。
【Ａ13】建設工事でない売上は、完成工事高に含めることができません。業務委託等（除雪、樹木の維持管理（剪定)、除草、清掃、電気設備等の保守点検及び各種委託業、不動産の販売（建売住宅の自社建設を含む）や建設資材の販売等の兼業部門）の売上高は兼業売上に計上してください。

【Ｑ14】完成工事高は税込、税抜きどちらで記入するのでしょうか。
【Ａ14】原則、税抜きで記入します。ただし、免税業者は税込みとしてください。

【Ｑ15】経営事項審査においては、契約書や注文書が必要ですか。
【Ａ15】必要です。工事経歴書に記載の工事内容が適正に記載されているか等を確認しています。当初契約から工事内容・金額等を変更している場合は、その旨の変更契約も併せて必要です。
　また、建設業法上、工事の請負に当たっては、契約を書面で締結すべきことが義務づけられています。やむをえず、契約書等がない場合にあっても、契約書等に代わる工事内容及び工事金額を確認できる書類及び、入金確認ができる通帳や領収書が必要になります。
　これらの書類がない場合、経営事項審査における工事の実績として計上することができなくなる可能性がありますので注意してください。

【Ｑ16】契約した建設工事の付帯工事の部分について、複数の専門業種に分けて完成工事高に計上することができますか。
【Ａ16】できません。あくまで１つの請負契約に対して、１業種の申請となりますので、当初契約における主体工事業種の実績として計上してください。

【Q17】個人から法人成りしたのですが、個人事業主の工事実績を引き継ぐことはできますか。
【A17】次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日からさかのぼって２年以内（又は３年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

(1) 被承継人が建設業を廃業すること
(2) 被承継人が 50%以上出資して設立した法人であること
(3) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
(4) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

【Q18】親から個人事業を承継したのですが、工事実績を引き継ぐことはできますか。
【A18】次の要件を満たす場合は、当期事業年度開始日からさかのぼって２年以内（又は３年以内）に建設業者から建設業の主たる部分を承継した者がその配偶者又は２親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

(1) 被承継人が建設業を廃業すること
(2) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
(3) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

【Q19】決算期変更を行ったのですが、完成工事高等の記載はどうなりますか。
【A19】決算期変更や法人成り等を行った場合、利益額や完成工事高において、通常とは異なった記載になります。詳しくは、当手引きＰ20 項番 31 ウをご覧ください。

## ３　技術職員名簿について

【Ｑ20】健康保険証に事業所名の記載がない場合、健康保険証のみで確認書類として認められますか。

【Ａ20】事業所名の記載がない場合、健康保険証のみでは認められません。その場合は雇用保険被保険者資格喪失届入力表、社会保険標準報酬決定通知書及び住民税特別徴収税額決定通知書のうち、いずれか１つ以上が必要となります。

【Ｑ21】パートやアルバイト、有期契約の技術職員は対象となりますか。

【Ａ21】対象となりません。経審の対象となる技術職員は、審査基準日の時点で、６ヶ月超える恒常的雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者であることが必要です（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている者は雇用期間が限定されていても評価対象となります。）。

【Ｑ22】審査基準日時点で恒常的雇用関係が６ヶ月の技術職員は技術職員として認められますか。

【Ａ22】認められません。対象となるのは審査基準日時点で「6ヶ月を超えた」恒常的雇用関係を有する技術職員であり、「6ヶ月以上」ではないため対象となりません。

【Ｑ23】雇用期間を限定せずに働いていた技術職員（雇用後６ヶ月を超えている）が、審査基準日後すぐに退職してしまった場合、または審査基準日に退職してしまった場合、技術職員として認められますか。

【Ａ23】認められます。当初から、雇用期間を限定せず採用し（通常の正規雇用）常勤職員であった者が経営事項審査時までに解雇又は退職している場合でも、結果として審査基準日時点で６ヶ月を超える恒常的雇用関係が継続していれば認められます。

【Ｑ24】建設業経理士について、６ヶ月を超える雇用が必要ですか。

【Ａ24】必要ありません。建設業経理士(公認会計士等も同様)については、６ヶ月を超える恒常的雇用関係は要件ではありません。但し、審査基準日時点で在籍していることは必要です。

【Ｑ25】大臣認定で１級相当と認められている大臣認定者については、経営事項審査では１級の技術者の扱いになりますか。

【Ａ25】なりません。あくまで「相当」であるため、大臣認定のみでは、１級の技術者の取扱になりません。経審においては、大臣認定者の技術者区分は「その他」になります。

【Ｑ26】出向社員は対象となりますか。

【Ａ26】出向社員は、出向元の経営事項審査の技術者として申請されていない場合で、出向元と出向先との間で、給与や社会保険等の支払い方法等について明確に定めた出向契約書（または出向協定書）、出向辞令、出勤簿、請求書（給料の支払書類）等が確認できる場合には対象となる可能性があります。
なお、その他、通常の技術者と同様の書類(保険証のコピー等)が必要になります。
　また、出向先の会社の技術者として経営事項審査を受審した場合、再度出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません。

【Q27】最近新しい資格を取得した者については、技術者の対象になりますか。
【A27】資格取得日が審査基準日の前であれば、技術者の対象になります。また、実務経験期間についても同様で、審査基準日までに要件を満たしていれば対象になります。

【Q28】複数業種について経営事項審査を受けるため、技術者が０人の業種が発生してしまいますが大丈夫ですか。
【A28】技術職員名簿の記載方法は、技術職員１人につき２業種のみの申請となっているため、複数業種を受審する場合は、技術者が０人の業種が発生することがありえます。どの業種に何人の技術者を配置するかは、申請者の経営判断に基づいて行ってください。
　なお、一度経審を受審した場合、当該年度中に配置した技術者の業種を変更したくなったとしても変更は出来ませんので、注意してください。

【Q29】審査対象事業年度中に入院していた期間がある技術職員がいるのですが、どのように扱ったらいいですか。
【A29】仮に審査対象事業年度中に入院していた期間があっても、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として常勤の技術職員であることが確認でき、審査基準日までに通常の常勤職員と同様の雇用形態（賃金含む）で復職していることが確認できる場合は申請することが可能です。

【Q30】法人の申請ですが、監理技術者資格者証の所属会社が、前の会社のままの技術者がいます。経審の対象になりますか。
【A30】監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合、30 日以内に（一財）建設業技術者センターに届出する必要があります(建設業法施行規則第 17 条の 31)。速やかに届出の上、申請してください。

## ４　その他の審査項目について

【Q31】営業年数には、許可切れしていた期間も算入してよいのですか。
【A31】営業年数は、許可切れの期間は算入できません。営業年数は、建設業許可を取得した時から審査基準日までの営業年数を記載します。このため、建設業許可を取得する前に営業していた期間や廃業していた期間も含まれません。
　なお、営業年数に年未満の端数がある場合は切り捨てます。

【Q32】営業年数は、有限会社から株式会社又は、個人から法人の場合通算できますか。
【A32】有限会社から株式会社は、通算できます。
　また、個人から法人の場合は、法人成りと認められた場合は通算できます（Q17 を参照してください)。

【Q33】指名（資格）停止を受けた場合、法令遵守の状況はどうなりますか。
【A33】指名停止の場合は対象外のため、「２」になります。建設業法に基づく営業停止又は指示処分を受けた場合のみ「１」を記載してください。
　なお、営業停止等を受けた時期については、審査対象年度に当該処分を受けた場合は「１」となります。そのため、審査対象年度ではない時期に処分を受けた場合には「２」となります。

【Q34】防災協定とは、災害時のどのような活動を定めてある必要がありますか。
【A34】防災協定に定める具体的な活動内容について制限はありません。建設工事に該当しない活動であっても、災害時の建設業者の活動義務について定めた協定であれば加点対象になります（建設業者としての社会貢献を評価する項目のため。)。
なお、所属している団体が締結している場合は、団体等に確認してください。

【Q35】ＩＳＯ登録証明書について、全ての営業所等が認証範囲として含まれていなければいけないのですか。
【A35】必要です。認証範囲が一部の支店に限られている場合は加点対象になりません。また、認証範囲に建設業が含まれていない場合は加点対象になりません。

【Q36】ＩＳＯ登録証明書について、内容に建設業に関する記載は必要ですか。
【A36】必要です。経営事項審査ではあくまでも認証内容が建設業か否かを見ます。このため、施工、管理、据付等、建設工事の内容が判断できない場合は、原則認められません。
　なお、建設業が含まれていれば、経審を受けようとする業種と無関係の業種であっても加点の対象となります。

【Q37】消費税が未納ですが、経営事項審査を受審することができますか。
【A37】消費税を完納しているかどうかは経営事項審査の審査項目ではなく、税額の全部または一部に未納がある場合でも、審査を受けることはできます。ただし、未納のままである場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

## ５　その他の留意事項

【Ｑ38】経営事項審査の申請と決算報告書の提出は、同時にすることができますか。
【Ａ38】決算報告書の完成工事高等の値に訂正があると、経営状況分析結果通知書の値に変更が生じる可能性があります。したがって、決算報告書を提出する→経営状況分析を申請する→経営事項審査を申請するという流れは遵守してください。

【Ｑ39】経営事項審査の結果はいつごろ届きますか。
【Ａ39】通常、経営事項審査受審してから結果通知まで約１ヶ月程度要します（申請書類に不備があり、審査終了が遅れる場合は、発行が遅れることがあります)。新しい審査基準日を迎えた後計画的に申請してください。

【Ｑ40】経審結果通知書をなくしてしまったのですが、再発行してもらえますか。
【Ａ40】結果通知書のそのものの再発行はしていませんが、原本と相違ないことを証明する形で、写しの交付を受けることができます。資料編に掲載された「経営事項審査結果通知書（写）交付請求書」を作成の上、経営事項審査を受審した各（総合）振興局へ提出してください。
また、申請書は、下記のホームページからダウンロードすることもできます。
URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sinsa/shinseisyo.htm

【Ｑ41】経営事項審査の結果をインターネットで公開されていると聞いたのですが。
【Ａ41】経営事項審査の結果は，インターネットにより公開されています。詳しくは（一財）建設業情報管理センターのホームページをご覧ください。

【Ｑ42】経営事項審査の手引きはどこかでもらうことはできますか。
【Ａ42】北海道のホームページで公開しています。下記のホームページからダウンロードしてください。
URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenjohp/sinsa/keisin.htm

**【Ｑ43】経営事項審査日の予約は電話でできますか。**
【Ａ43】電話で予約することができます。申請する各（総合）振興局建設指導課へ予約をしてください。

# 資料編

様式第１号　　（用紙Ａ４）

# 工 事 種 類 別 完 成 工 事 高 付 表

申請者

| 審査対象建設業 | 完成工事高 |
| --- | --- |
| | |

様式第２号（※北海道知事許可用として作成しております）　　（用紙Ａ４）

# 経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号の規定に基づく確認を行うため、○○○の（元号）年　月　日から（元号）　年　月　日までの第　期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

北海道知事　様

令和　年　月　日

商号又は名称
所属・役職
氏　　名

以上

様式第３号（※北海道知事許可用として作成しております）　　（用紙Ａ４）

# 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第２５号の１４・別紙２の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

北海道知事　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

| 通番 | 氏　　名 | 生年月日 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

記載要領

１　規則別記様式第２５号の１４・別紙２の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（６５歳以下の者に限る。）について記載すること。

２　通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第２５号の１４・別紙２の記載と統一すること。

様式第４号

（用紙Ａ４）

年　　月　　日

CPD単位を取得した技術者名簿

（技術職員名簿に記載のある者を除く）

| 通番 | 氏名 | 生年月日 | CPD単位 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記技術者が取得したCPD単位の合計（①） | | | |
| 技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計（②） | | | |
| CPD単位総計（①＋②） | | | |

記載要領

1　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙２に記載のない者について作成すること。

2　「CPD単位」の欄には、技術者がＣＰＤ認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。

なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式第５号

（用紙Ａ４）

年　　月　　日

# 技能者名簿

| 通番 | 氏名 | 生年月日 | 評価日 | レベル向上の有無 | 控除対象 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | （人） | | | （人） | （人） |

記載要領

１　この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間のうちに稼働していたいずれかの、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。

２　「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。

３　「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より１以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。

４　「控除対象」の欄には、審査基準日の３年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。

５　本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

様式第６号　　（用紙Ａ４）

# 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
# 及び
# 情報共有に関する同意書

（元号）　　年　　月　　日から（元号）　　年　　月　　日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第２７条の２６第１項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

北海道知事　殿　　（元号）　　年　　月　　日

建設キャリアアップシステム事業者ＩＤ

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |

住所

商号又は氏名

代表者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請区分　□　（１．全ての建設工事、２．全ての公共工事）

| 科　目 | | 件　数 |
|---|---|---|
| 措置実施工事 | | 件 |
| 措置未実施工事 | 軽微な工事 | 件 |
| | 災害応急対策 | 件 |
| 合　計 | | 件 |

結果通知書（写）の交付を希望する方は、
本様式を作成の上、経営事項審査を申請した
（総合）振興局建設指導課へ提出してください。

別紙様式

# 経営事項審査結果通知書（写）交付請求書

（元号）　　年　　月　　日

**北 海 道 知 事　様**

**請求者**

許　可　番　号：北海道知事許可（　―　）　第　　号
所　　在　　地：
商 号 ・ 名 称：
代 表 者 指 名：

次の理由により、必要となりましたので、経営事項審査結果通知書（写）について交付願います。

記

1　請求する理由

---

2　請求する審査基準日

審査基準日：　　年　　月　　日

交付事務迅速化のため、次の事項について（可能な限り）ご記入願います。
経 審 申 請 日：(元号)　　年　　月　　日
許可行政庁受理日：(元号)　　年　　月　　日
受 付 整 理 番 号：
経審結果通知日：(元号)　　年　　月　　日

※　請求を行う日現在１年７ヶ月の有効期限を越えていないもので、直近の審査基準日が対象となります。

**参考様式**

# 建 設 業 経 理 事 務 士 等 名 簿

大臣<br>知事 コード 0 1 振興局 コード □□ 許可番号 第□□□□□号 申請者 _____

| 通番 | 氏　　名 | 生　年　月　日 | 建設業経理事務士等 | 資格習得年月日 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| | | | | | |
| | 公 認 会 計 士 等 | | 名 | | |
| | 二級登録建設業経理事務士 | | 名 | | |
| | | | | | |
| | 合　　計 | | 名 | | |

※建設業経理事務士がいない場合や、任意様式で一覧を作成している場合は、本様式は不要です。

参考様式

# 建 設 機 械 の 保 有 状 況 一 覧

| 区分 | 建設機械の種類 | メーカー名 | 型式 | 製造・車体番号<br>表示番号（ダンプ車） | 種別又は規格 | 所有・<br>リース | リース期間又は取得日 | 特定自主検査等実施<br>年月日及び検査満了日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 2 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 3 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 4 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 5 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 6 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 7 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 8 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 9 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 10 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 11 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 12 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 13 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 14 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |
| 15 | | | | | | | 年　月　日　～　年　月　日 | 年　月　日 |

1．「建設機械の種類」及び「所有・リース」欄は「所有・リース（自動更新なし）・リース（自動更新あり）のうち、該当するものを選択すること。
　1のうち、リース（自動更新なし）とは、建設機械のリース契約を締結している場合で、契約期間の満了時に特段の申し出がない限り、リース契約が満了する契約を言う。
　また、リース（自動更新あり）とは、建設機械のリース契約を締結している場合で、契約期間の満了時に特段の申し出がなくとも、リース契約が継続する契約を言う。
2．「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
　①「ショベル系掘削機」にあっては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。（例：バックホウ）
　②「ブルドーザー」にあっては、自重。（例：3.89トン）
　③「トラクターショベル」にあっては、バケット容量。（例：1.2立方メートル）
　④「モーターグレーダー」にあっては、自重。（例：10.0トン）
　⑤「締固め用機械」にあっては、機械の種類。
　⑥「解体用機械」にあっては、機械の種類。
　⑦「高所作業用機械」にあっては、作業床の高さ。（例：5.0メートル）
　⑧「移動式クレーン」にあっては、つり上げ荷重。（例：7.0トン）
　⑨「ダンプ車」にあっては、ダンプ車の種類。
3．「リース期間又は取得日」欄は「リース期間の始期及び終期」又は「取得日」を記入すること。
4．「特定自主点検等実施年月日及び検査満了日」欄は、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械及び高所作業用機械は審査基準日以前1年以内の特定自主検査の検査年月日、ダンプ車は車検の登録満了年月日、移動式クレーンは審査基準日以前2年以内の移動式クレーン検査の有効期間の終期の年月日を記入すること。